

◎新潟県告示第1497号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第1項の規定により、遊漁規則について次のとおり認可した。

平成25年12月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 漁業権の免許番号 内共第1号
- 2 漁業権者の名称及び住所 大川漁業協同組合 村上市温出472-28
- 3 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成26年1月1日
- 4 認可に係る遊漁規則
大川漁業協同組合内共第1号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第1号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、うぐい、いわな、やまめ、及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭でしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣り又はかに籠による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具、漁法	規模
竿釣り（ただし、あゆの餌釣りは禁止）	竿1人、1本
かに籠	かに籠1人3個まで

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	6月16日から11月30日までの間で（10月1日から10月7日までの期間を除く。） 組合が定めて公表する期間
うぐい	1月1日から12月31日まで
いわな	3月1日から9月30日まで ただし、学校橋上流端から上流の内共第1号の区域
やまめ	3月1日から9月30日まで ただし、学校橋上流端から上流の内共第1号の区域
もくずがに	10月1日から5月31日まで

- 2 前項の公表はこの組合事務所に掲示し、山北地区全域には村上市の告知端末により公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
国道7号府屋大橋下流端から下流30メートルの線から上流JR大川鉄橋上り線上流端までの大川の区域	1月1日から12月31日まで
村上市荒川口地内大淵頭首工上流端から上流50M、下流端から下流50Mの間の区域（魚道を含む）	同上
村上市中継地内イスズリ頭首工上流端から上流50M、下流端から下流50Mの間の区域（魚道を含む）	同上
村上市雷地内砂防堤上流端から上流の小俣川の区域	同上
村上市山熊田地内山熊田砂防堤上流端から上流の山熊田川の区域	同上
村上市山熊田地内金剛川林務治山堰堤下流端から下流500Mから上流の金剛川の区域	同上

(全長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア、魚種		イ、全長
あ	ゆ	10 c m
う	ぐ い	10 c m
い	わ な	15 c m
や	ま め	15 c m
も	く ず が に	甲羅径 5 c m

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児又は小中学校生徒のときは無料、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、700円を加算した額とする。

竿釣又はかに籠による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あ ゆ	竿釣 (ただし、あゆの餌釣りは禁止)	1日 1,500円 (700円)
		1年 5,700円 (700円)
う ぐ い い わ な や ま め	竿釣	1日 1,000円 (700円)
		1年 3,000円 (700円)
		1年 2,000円 (700円)
も く ず が に	かに籠	1年 2,000円 (700円)

*遊漁料の欄の()書き内の額は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの加算額。

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 大川漁業協同組合 村上市温出472-28

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第12条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。ただし、納付する額は、遊漁料に消費税を加算した金額とする。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号

三面川	内共第3号	鵜川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号	国府川	内共第24号
御手洗潟	内共第10号	羽茂川	内共第25号
佐潟及び上佐潟	内共第11号		
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじか、にじま す、こい、ふな、うなぎ	竿釣	12,000円(税抜)	県下一円
こい、ふな	竿釣	5,500円(税抜)	県下一円


2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市塩沢543番地205
加治川漁業協同組合	新発田市中央町4丁目10番4号
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区柳原1-4-24
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市東区津島屋3丁目48
濁川漁業協同組合	新潟市北区松浜新町21-21
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町両郷乙555
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区長潟949
赤塚漁業協同組合	新潟市西区赤塚4716-4
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原967
加茂川漁業協同組合	加茂市赤谷1-8
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町4-35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105-16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市番神1-7-40
関川水系漁業協同組合	上越市子安新田4-67
桑取川漁業協同組合	上越市有間川661
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生3133
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢2426
国府川漁業協同組合	佐渡市飯持40
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店等	



3 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第3号のとおりとする。

〔溪流年券〕腕章

遊漁承認証	
平成 年度	
氏 名 _____	
大川漁業協同組合 	


*もくずがにの遊漁承認証（年券）として交付する場合は、余白にもくずがにと記載する。

〔あゆ年券〕腕章

	遊漁承認証
	平成 年度
氏 名 _____	
大川漁業協同組合 	

〔日券〕 表

裏

<p style="text-align: center;">遊 漁 承 認 証 No.</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">年度日 券</p> <p>住 所 _____</p> <p>氏 名 _____ あゆ、うぐい、いわな、やまめ</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">月 日</p> <hr/> <p style="text-align: center; font-size: 1.5em;">1 日 限 り</p> <hr/> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">¥ 円</p> <p style="text-align: center;">発 行 者</p> <p style="text-align: center;">大川漁業協同組合 </p>	<p>注 意</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、当組合ではあゆ、いわな、やまめを毎年放流し、うぐいについては産卵床を整備しております。 2、釣り人が安全に安心して漁ができるよう、漁場の管理に徹しております。 3、この日券で採捕できる魚種は、あゆ、うぐい、いわな及びやまめで、漁具漁法は竿釣だけです。 4、漁獲の際は本券を外部から見易い箇所に装着すること。 5、本券に組合印のないものは無効とする。 6、遊漁者は漁場監視員の要求があった時はこの券を提示しなければならない。 <p>〔禁止区域〕</p> <p>※国道7号府屋大橋下流端から下流30メートルの線から上流JR大川鉄橋上り線上流端までの大川の区域。</p> <p>※国道345号線新八幡橋下流端から下流30メートルから同橋上流端までの勝木川の区域。</p> <p>※荒川口大淵、中継イスズリの各頭首工上流50M下流50M。小俣川雷地内砂防堤上流、山熊田砂防堤上流、山熊田金剛川林務治山堰堤下流端から下流500Mから上流。</p> <p>※勝木川立島・板屋沢・北田中各頭首工の上流30M下流50M。</p>
---	---

*該当する魚種に丸を付けて交付する。

表

裏

<p style="text-align: center;">漁場監視員証</p> <p>下記の者は当組合漁場監視員であることを証明する。</p> <p>住所 氏名</p> <p>有効期間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日</p> <p>発行者 大川漁業協同組合</p>	<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、漁場を監視するときは必ず監視員証を携帯し、腕章を付けること。 2、漁場監視員証は他人に貸与又は譲渡することはできない。 3、有効期間を経過したときは、ただちに返納すること。 4、漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。
--	---

別記様式第3号

県内共通遊漁承認証

表

平成 年度 遊 漁 承 認 証							
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号						
	遊 漁 者	住所					
		氏名					
		生年月日	大・昭・平 年 月 日				
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> 承認期間 自 H ~至 H 魚 種 いwana・やまめ・うぐい・にじます・ かじか・うなぎ・こい・ふな 遊漁料 12,000円 (税抜) </td> <td style="width: 70%; vertical-align: top;"> 漁具漁法 竿 釣 遊漁区域 県下一円 (但し裏面記載の区域を除く) </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding-top: 10px;"> 発 行 者 新潟市中央区南万代町13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761 </td> </tr> </table>				承認期間 自 H ~至 H 魚 種 いwana・やまめ・うぐい・にじます・ かじか・うなぎ・こい・ふな 遊漁料 12,000円 (税抜)	漁具漁法 竿 釣 遊漁区域 県下一円 (但し裏面記載の区域を除く)	発 行 者 新潟市中央区南万代町13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761	
承認期間 自 H ~至 H 魚 種 いwana・やまめ・うぐい・にじます・ かじか・うなぎ・こい・ふな 遊漁料 12,000円 (税抜)	漁具漁法 竿 釣 遊漁区域 県下一円 (但し裏面記載の区域を除く)						
発 行 者 新潟市中央区南万代町13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761							

(用紙：緑色)

裏

<p>注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。 2 本証を他人に譲渡または、貸与してはなりません。 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。 (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。
--

- (2) 関川（内共第18号妙高市兼俣橋上流端から上流氷沢川まで）及び只見川（内共第14号奥只見ダム及び大鳥ダム）で遊漁はできません。
- 5 遊漁上制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：緑色)

表

平成 年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日
承認期間	自 H	～至 H	
魚 種	こい・ふな		
漁具漁法	竿 釣		
遊漁区域	県下一円（但し裏面記載の区域を除く）		
発 行 者	新潟市中央区南万代町13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤		
遊漁料 5,500円 (税抜)			
この券はこい・ふなに限りません。 (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証ではアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川（内共第18号妙高市兼俣橋上流端から上流氷沢川まで）及び只見川（内共第14号奥只見ダム及び大鳥ダム）で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：黄色)

- 1 漁業権の免許番号 内共第2号
- 2 漁業権者の名称及び住所 大川漁業協同組合 村上市温出472-28
- 3 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成26年1月1日

4 認可に係る遊漁規則

大川漁業協同組合内共第2号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第2号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、うぐい、いわな、及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭でしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣りによる遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具、漁法	規模
竿釣り（ただし、あゆの餌釣りは禁止）	竿1人、1本

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	6月16日から11月30日までの間で（10月1日から10月7日までの期間を除く。）組合が定めて公表する期間
うぐい	1月1日から12月31日まで
いわな	3月1日から9月30日まで
やまめ	3月1日から9月30日まで

2 前項の公表はこの組合事務所に掲示し、山北地区全域には村上市告知端末により公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
国道345号新八幡橋下流端から下流30メートルの線から上流JR勝木川鉄橋上り線上流端までの勝木川の区域	1月1日から12月31日まで
村上市立島地内立島頭首工上流端から上流30M、下流端から下流50Mの間の区域（魚道を含む）	同上
村上市板屋沢地内板屋沢頭首工上流端から上流30M、下流端から下流50Mの間の区域（魚道を含む）	同上
村上市北田中地内北田中頭首工上流端から上流30 M、下流端から下流50Mの間の区域（魚道を含む）	同上

(全長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア、魚種	イ、全長
あゆ	10 c m
うぐい	10 c m
いわな	15 c m
やまめ	15 c m

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児又は小中学校生徒のときは無料、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、700円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	竿釣（ただし、あゆの餌釣りは禁止）	1日券 1,500円 (700円)
		1年券 5,700円 (700円)
うぐい いwana やまめ	竿釣	1日券 1,000円 (700円) 年 券 3,000円 (700円)

*遊漁料の欄の（ ）書き内の額は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの加算額。

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 大川漁業協同組合 村上市温出472-28

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第12条 (略)

別記様式第1号 (略)

別記様式第2号 (略)

1 漁業権の免許番号 内共第3号

2 漁業権者の名称及び住所 三面川鮭産漁業協同組合 村上市若葉町15番1号

3 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成26年1月1日

4 認可に係る遊漁規則

三面川鮭産漁業協同組合内共第3号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第3号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、うぐい、わかさぎ、こい、ふな、いwana、やまめ及びさくらますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請しその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭でなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しく支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規模
手かぎ (づりかぎ)	1本
竿釣 ・どぶつりの釣針1本以内 (鮎のえさ釣りは禁止)	1本
・さくらます採捕	1人1本、年間200人

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア魚種	イ 期間	
あゆ	6月16日から11月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間。ただし、10月1日から10月7日までを除く。	
うぐい	1月1日から12月31日まで	
わかさぎ	1月1日から12月31日まで	
こい	1月1日から12月31日まで	
ふな	1月1日から12月31日まで	
いわな	三面ダムより上流の全域、高根川雲ノ上橋より上流の全域、三面川、高根川を除く他の支流	3月16日から9月30日まで
	組合からさくらます採捕を認められた遊漁者は、三面川、高根川及び各支流の全域	3月16日から9月30日まで
	三面川及び各支流の全域	6月16日から9月30日まで
やまめ	三面ダムより上流の全域、高根川雲ノ上橋より上流の全域、三面川、高根川を除く他の支流	3月16日から9月30日まで
	組合からさくらます採捕を認められた遊漁者は、三面川、高根川及び各支流の全域	3月16日から9月30日まで
	三面川及び各支流の全域	6月16日から9月30日まで
さくらます	三面ダムより下流の三面川本流の区域、雲ノ上橋下流端より下流の高根川本流の区域	3月16日から6月15日まで

2. 前項の公表は、この組合及びこの組合が指定した販売店に掲示して公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においてはそれぞれイ欄の期間中は遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間
1. 三面ダム放水路から下流300メートルに至る三面川の区域	1月1日から12月31日まで
2. 三面川沿岸土地改良区下野堰堤下流端から下流200メートルに至る三面川の区域	1月1日から12月31日まで
3. 鈴ヶ滝から下流500メートルに至る高根川の区域	1月1日から12月31日まで
4. 猿田発電所放水口から上流100メートル、下流200メートルの間の三面川の区域	1月1日から12月31日まで
5. 猿田ダム上流端から上流200メートル、下流端から下流200メートルの間の猿田川の区域	1月1日から12月31日まで
6. 奥三面ダム上流端から上流200メートル、下流端から下流200メートルの間の三面川の区域	1月1日から12月31日まで
7. 種川 (通称) の区域 (保護区域)	1月1日から12月31日まで
8. 滝矢川及びその支流の区域 (保護区域)	1月1日から12月31日まで

(全長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
あゆ	1 2 cm
うぐい	1 0 cm
いわな	1 5 cm
やまめ	1 5 cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において遊漁者が未就学の幼児、小学校児童ならびに中学校生徒は無料とし肢体不自由者のときは2分の1とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、2,000円を加算した額とする。

(1) 手かぎ又は竿釣による遊漁の場合

魚 種	漁 具・漁 法	遊漁料 (税込)
あゆ	手かぎ どぶ釣の釣針1本以内 えさ釣りは禁止	1日 2,000円 1年 10,800円 (年券のみ平成26年3月31日までは10,500円とする。)
うぐい、こい、ふな、わかさぎ、いわな、やまめ	竿釣	1日 1,500円 1年 5,400円 (年券のみ平成26年3月31日までは5,250円とする。)
さくらます	竿釣	1年 20,000円

2 遊漁料の納付は次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、手かぎ又は竿釣による遊漁の場合は当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 三面川鮭産漁業協同組合

(2) 三面川鮭産漁業協同組合が指定した者

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は第2条第1項の承認をしたときは別記様式第1号による遊漁承認証(以下「承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は別記様式第2号による漁場監視員証を携行し、かつ漁場監視員であることを表示する帽章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第12条 (略)

別記様式第1号 (略)

別記様式第2号 (略)

1 漁業権の免許番号 内共第4号

2 漁業権者の名称及び住所 荒川漁業協同組合 村上市荒島144番地24

3 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成26年1月1日

4 認可に係る遊漁規則

荒川漁業協同組合内共第4号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第4号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、やまめ、いわな、うなぎ、こい、ふな、うぐい、かじか、もくずがに、さくらます、をいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭でしなければならない。

3 組合は第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
手 釣	1本
竿 釣(さくらますを除く)	竿の長さ10mまでのもの1本
竿 釣(さくらます採捕)	竿の長さ10mまでのもの1本、年間200人まで
タモ網	1本
かにかご	10個、1個あたり0.063㎡以内

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁はそれぞれ右欄に掲げる期間内でならなければならない。

魚 種	漁 業 期 間
あ ゆ	公示の日から9月30日まで及び10月16日から11月30日までの期間で組合が定めて公表する期間
い わ な	4月1日から9月30日まで
や ま め	〃
こ い	1月1日から12月31日まで
ふ な	〃
う ぐ い	〃
う な ぎ	1月1日から12月31日までの期間内で理事が定める日まで
もくずがに	9月1日から12月31日まで
か じ か	6月1日から12月31日まで
さくらます	3月16日から5月31日まで
さくらます 遊漁区域	上流関川村地内の丸山大橋下流端から、下流村上市地内の荒川橋上流端までの区間。但し荒川頭首工取水堰上流端から上流50m、下流端から下流600mの区間を除く荒川本川に限る。

2 1月1日から5月31日の間もくずがに遊漁及びさくらます遊漁を除いた全ての遊漁において丸山大橋下流端より禁漁区を含む下流については禁漁とする。

3 第1項の公表は、新聞、広告等に掲載するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は遊漁をしてはならない。

区 域	期 間

1. 大石ダム堤体上流端から上流150mの区間、堤体及び堤体下流端から黒岩頭首工まで 2. 荒川水力岩船発電所ダム堰堤上流50m、下流200m 3. 東北電力鷹ノ巣発電所ダム堰堤上流50m、下流300m 4. 荒川頭首工、村上市内荒川用水取入堰 上流端から上流50m、下流端から下流300m（魚道を含む）	1月1日から12月31日まで
--	----------------

（全長制限）

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に規定する全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あ ゆ	12cm以下
や ま め	15cm以下
い わ な	15cm以下
う な ぎ	30cm以下
こ い	15cm以下
う ぐ い	10cm以下
ふ な	7cm以下
か じ か	3cm以下

（遊漁料の額及び納付の方法）

第7条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児及び小学生の時は無料、中学生、身体不自由者（証明書のあるもの）は、同表に掲げる2分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、2,000円を加算した額とする。

魚 種	漁具漁法	期 間	遊 漁 料 金	手 数 料	合 計
あ ゆ	手 釣	1年	あゆのみ	2,000円	10,000円
い わ な			8,000円		
や ま め		1日	2,000円	2,000円	4,000円
こ い	竿 釣	1年	あゆ除く	2,000円	7,000円
ふ な			5,000円		
う ぐ い			1,000円		
う な ぎ		1日	1,000円	2,000円	3,000円
か じ か	タモ網	1年	4,000円	現場発行なし	4,000円
もくずがに	かにかご				
さくらます	竿 釣	1年	30,000円	現場発行なし	30,000円

2 遊漁料の納付は、下記事務所が指定した遊漁承認証販売所又は下記事務所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

（事務所）

荒川漁業協同組合
村上市荒島144番地24

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して、必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する処置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

(県内共通遊漁の承認等に関する事項)

第12条 (略)

別記様式第1号 (略)

別記様式第2号 (略)

- 1 漁業権の免許番号 内共第5号
- 2 漁業権者の名称及び住所 胎内川漁業協同組合 胎内市塩沢543番地205
- 3 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成26年1月1日
- 4 認可に係る遊漁規則

胎内川漁業協同組合内共第5号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第5号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、にじます、うぐい、いわな、やまめ、かじか、さくらます、をいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭で、しなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法		規模
さくらます以外の魚種	手釣・竿釣	1本
さくらます	竿釣	1人1本 100人

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	公示の日から9月30日まで及び10月8日から11月30日までの期間で組合が定める期間
こい	1月1日から12月31日まで、但し、6月16日から9月30日まで胎内川黒川発電所堰堤より下流の区域（3月1日から9月30日まで上記を除く区域）
ふな	1月1日から12月31日まで、但し、6月16日から9月30日まで胎内川黒川発電所堰堤より下流の区域（3月1日から9月30日まで上記を除く区域）
にじます	5月1日から9月30日まで、但し、6月16日から9月30日まで胎内川黒川発電所堰堤より下流の区域（3月1日から9月30日まで上記を除く区域）
うぐい	1月1日から12月31日まで、但し、6月16日から9月30日まで胎内川黒川発電所堰堤より下流の区域（3月1日から9月30日まで上記を除く区域）
いわな	5月1日から9月30日まで、但し、6月16日から9月30日まで胎内川黒川発電所堰堤より下流の区域（3月1日から9月30日まで上記を除く区域）
やまめ	5月1日から9月30日まで、但し、6月16日から9月30日まで胎内川黒川発電所堰堤より

	下流の区域（3月1日から9月30日まで上記を除く区域）
かじか	1月1日から4月10日まで及び4月21日から12月31日まで、但し、6月16日から9月30日まで胎内川黒川発電所堰堤より下流の区域（3月1日から9月30日まで上記を除く区域）
さくらます	3月16日から6月15日まで、但し、胎内川頭首工から胎内大橋までの区間

（禁止区域）

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間
1. 胎内市下荒沢地内新潟県企業局胎内第一発電所取水せき堤上流端から上流 150m、同せき堤下流端から下流 300m の区域	1月1日から 12月31日まで
2. 胎内市下荒沢地内新潟県企業局胎内第一発電所放水口から上流 50m、下流 200m の区域	
3. 胎内市下荒沢地内新潟県企業局胎内第二発電所取水せき堤上流端から上流 200m、同せき堤下流端から下流 300m の区域	
4. 胎内市熱田坂地内胎内川第一号防災ダム上流端から上流 200m 同せき堤下流端から下流 300m の区域	
5. 胎内市下荒沢地内胎内川ダムせき堤上流端から上流 400m 同せき堤下流端から下流 300m の区域	
6. 胎内市下赤谷地内黒中橋中心より上流 200m、同橋中心より下流 100m の区域	
7. 胎内市坪穴地内東北電力株式会社黒川発電所えん堤上流端から上流 200m、下流端から下流 300m の区域	
8. 胎内市下赤谷地内樽ヶ橋上流端から上流 100m、下流端から下流 500m の区域	

（全長の制限）

第6条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい	15cm以下
ふな	10cm以下
にじます	15cm以下
うぐい	10cm以下
いわな	15cm以下
やまめ	15cm以下

（遊漁料の額及び納付方法）

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が中学校生徒以下は無料、又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、1日券1,000円及び年券1,000円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ、こい、ふな、いわな、にじます、うぐい、やまめ、かじか	手釣・竿釣	1日1,500円、1年6,000円
さくらます	竿釣	1年20,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において納付することができる。

胎内川漁業協同組合事務所（胎内市塩沢543-205）

胎内ヒュッテ（胎内市下荒沢字胎内山1202番地）、パークホテル（胎内市夏井字保谷1191番地の1）、胎内フィッシングパーク（胎内市熱田坂631番地）、坂上光市（胎内市鼓岡1387番地1）、ヤマザキデイリーストア下越黒川店（近江新215-13）、本間釣具店（新潟市西区山田415）、上州屋FJ新潟店（新潟市中央区神道寺2丁目7-13）、平田おとり店（村上市山居町1丁目5-34）、たるが橋観光交流センター道の駅（胎内市下赤谷387-1）、越竿洞釣具店（胎内市本町4-9）

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

第12条 (略)

別記様式第1号 (略)

別記様式第2号 (略)

1 漁業権の免許番号 内共第6号

2 漁業権者の名称及び住所 加治川漁業協同組合 新発田市中央町四丁目10番4号

3 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成26年1月1日

4 認可に係る遊漁規則

加治川漁業協同組合内共第6号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第6号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、こい、ふな、うぐい、いわな、やまめ及びさくらますをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、ごろかけによる遊漁の場合には口頭で、さくらます遊漁に関しては予め組合に申請しその承認を受けなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、ごろかけによる遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
さくらます漁	1人1本、
さお釣	年間100人

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
こい・ふな・うぐい	1月1日から6月9日まで及び6月21日から12月31日まで
あゆ	6月16日から9月30日まで及び10月8日から11月30日までの期間で組合が定

	めて公表する期間
いわな やまめ	3月1日から9月30日まで 但し、第一頭首工より下流の加治川本流の区域は5月1日から9月30日まで
さくらます	3月16日から5月31日まで

(遊漁区域)

第5条 次の表のア欄に掲げる魚種についてはイ欄に掲げる区域内で行わなければならない。

ア魚種	イ遊漁区域
さくらます	第二頭首工禁止区域下流端より下流から第三床止工の下流端から300mの区間を除いた聖籠町次第浜地区船溜場船舶出入口上流端まで

(禁止区域)

第6条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
新発田市地内大庄屋江頭首工堰堤上流端から上流50m、下流端から下流100mの間の区域(魚道を含む)。	1月1日から 12月31日まで
新発田市地内加治川第一頭首工堰堤上流端から上流50m、下流端から下流150mの間の区域(魚道を含む)。	
新発田市地内加治川第二頭首工堰堤上流端から上流150m、下流端から下流300mの間の区域(魚道を含む)。	
新発田市滝谷地内風穴発電所堰堤上流端から上流100m、下流端から下流150mの間の区域。	

(全長制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
ふな・うぐい	10センチメートル
こい・いわな・やまめ	15センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が中学生以下のときは無料、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

一 手釣、竿釣又はごろかけによる遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	手釣・竿釣	1日2,000円
	ごろかけ	1年8,000円
こい・ふな・いわな・やまめ・うぐい	手釣・竿釣	1日1,000円
		1年5,000円

二 その他の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
さくらます	竿釣	期間券 20,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場合において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 加治川漁業協同組合事務所(新発田市中心四丁目10番4号)
 - (2) その他 加治川漁業協同組合が指定する釣具店等の遊漁承認証販売所
- (遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

(県内共通遊漁の承認等に関する事項)

第13条 (略)

別記様式第1号 (略)

別記様式第2号 (略)

- 1 漁業権の免許番号 内共第7号
- 2 漁業権者の名称及び住所 福島潟新井郷川漁業協同組合 新潟市北区前新田乙203の1
- 3 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成26年1月1日
- 4 認可に係る遊漁規則

福島潟新井郷川漁業協同組合内共第7号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第7号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(こい及びふなをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭でなければならない。

3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規模
手釣、竿釣	1人3本以内
投網	1人1ヵ統以内、長さ3.6m以内、網目4cm以内

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚種	イ 期間
こい	1月1日から12月31日まで
ふな	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間
福島潟土地改良区第二排水機場量水計を中心とした半径200m内の区域	1月1日から
福島潟土地改良区第二排水機場量水計より正面堤防沿い上流600mの点を中心とした半径200m内の福島潟の区域	12月31日まで

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が小学生以下のときは無料、中学生徒又は、肢体不自由者のときは表に掲げる額の二分の一に相当する額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
こい、ふな	手釣、竿釣、投網	1日 300円
		1年 1,500円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 福島潟新井郷川漁業協同組合(新潟市北区柳原1-4-24)

(2) 福島潟新井郷川漁業協同組合が指定した者

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁証承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視委員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(県内共通遊漁の承認等に関する事項)

第11条 (略)

別記様式第1号 (略)

別記様式第2号 (略)

1 漁業権の免許番号 内共第8号

2 漁業権者の名称及び住所 松浜内水面漁業協同組合 新潟市北区松浜7丁目3641番地

3 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成26年1月1日

4 認可に係る遊漁規則

松浜内水面漁業協同組合内共第8号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、松浜内水面漁業協同組合、新潟市大形地区漁業協同組合、濁川漁業協同組合、阿賀野川漁業協同組合及び東蒲原郡漁業協同組合の有する内共第8号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、こい、ふな、うぐい、にじます、いわな、やまめ、かじか及びもくずがにをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、徒手採取、手釣、竿釣、たも網、投網、筒、ヤス、及びかに籠による遊漁の場合には口頭でなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、徒手採取、手釣、竿釣、たも網、投網、筒、ヤス、及びかに籠による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。
 (キャッチアンドリリース区間の設置)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間においては、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
いわな、やまめ	常浪川の太田橋上流域及び支流	9月1日から9月30日まで

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する釣具店等に掲示して公表するものとする。
 (漁具・漁法の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

漁具・漁法	規模
投網	網目1. 3cm以上とし、支流は網の長さを3m以下とする
筒	かじかの採捕のみに使い、2個以内とする
ヤス	かじかの採捕のみとする
かに籠	3個以内とする

2 あゆの竿釣については、以下のとおり常浪川流域に友釣り専用区を設ける。

長木橋下流から常浪橋の間

太田橋上流300m下流から高清水橋上流500mの間 (通称、松林の間)

栃堀橋から高出橋下流300mの間

(遊漁期間)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間	
あゆ	7月第一日曜日から10月31日までの期間とする。 ただし、産卵保護のため10月1日から7日まで除く。 投網による採捕は8月1日からとする。 ただし、支流は河川によって異なる。 なお、常浪川流域の投網採捕は、8月10日から10月31日までとする。	
こい	6月21日から翌年5月31日まで	
ふな	6月21日から翌年5月31日まで	
うぐい	1月1日から12月31日まで	
にじます	3月1日から9月30日まで	
いわな	3月1日から9月30日まで	
やまめ	平成26年1月1日から平成29年12月31日まで 常浪川合流地点の小久蔵沢上流全域 平成26年1月1日から平成28年12月31日まで 阿賀野川合流地点の実川上流全域	
かじか	5月1日から翌年3月31日まで	
もくずがに	阿賀野川の左岸新潟市江南区蔵岡地内上境、小杉地内下境から河口までの阿賀野川の区域	1月1日から3月31日まで
	阿賀野川の右岸新潟市北区胡桃山排水機場から河口までの阿賀野川の区域	1月1日から3月31日まで
	阿賀野川の左岸新潟市江南区蔵岡地内上境、小杉地内下境から上流の阿賀野川及び支流の区域	7月1日から12月31日まで
	阿賀野川の右岸新潟市北区胡桃山排水機場から上流の阿賀野川及び支流の区域	7月1日から12月31日まで

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する釣具店等に掲示して公表するものとする。
 (禁止区域)

第6条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
----	----

五泉市、阿賀野市地内安田橋下流端から下流1,000mまでの阿賀野川の区域	10月8日から10月31日まで
阿賀町合川用水ダムから常浪川合流点に至る区域	1月1日から12月31日まで
阿賀野川水系早出川田川内発電所取水堰堤上流100m、下流200mの区域	1月1日から12月31日まで
阿賀野川水系阿賀野川頭首工（小松）上流端から上流60m、下流端から下流200mの間の阿賀野川の区域	1月1日から12月31日まで
飯豊山周辺森林生態系保護区地域の保存地区	1月1日から12月31日まで
阿賀町岡沢字屋敷平（新谷地内）新谷川1号堰堤から新谷川2号堰堤までの区域（新谷川沿釣堀）	1月1日から12月31日まで
新潟市秋葉区地内の満願寺閘門と小阿賀樋門の中間に位置する護岸突堤部より阿賀野川本川方向へ50m、同上流方向へ80m、同下流方向へ100m、以上の3点を弧で結んだ区域内	1月1日から12月31日まで
阿賀野市地内国道290号に架かる都辺田橋下流端から上流の都辺田川及びその支流の区域（陸上自衛隊大日原演習場）	1月1日から12月31日まで
阿賀野市地内国道290号に架かる大室橋下流端から上流の大日川及びその支流の区域（陸上自衛隊大日原演習場）	1月1日から12月31日まで

（全長制限）

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい	15cm
ふな	7cm
うぐい	7cm
にじます	15cm
いわな	15cm
やまめ	15cm
かじか	4cm
もくずがに	甲幅 5cm

（遊漁料の額及び納付方法）

第8条 次のア表に掲げるすべての漁場区域内において、遊漁料の額は、一・二のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、2,000円を加算した額とする。

ア表

漁場区域	漁業権番号
次の基点第5号とウとを結んだ線から上流新潟県と福島県との県境に至る阿賀野川及びその支流の区域 基点第5号；新潟市北区松浜みなと地内防潮堤角落南角 ウ 基点第5号から278度の線と対岸との交差点	内共第8号

一 徒手採捕、手釣、竿釣又はたも網、投網、筒、ヤスによる遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊 漁 料
あ ゆ こ い ふ な う ぐ い に じ ま す い わ な や ま め か じ か	徒手採取、手釣、竿釣、たも網、ヤス（かじかのみ）、筒（1人2個以内・かじかのみ）	1日 2,000円 1年 6,000円
	徒手採取、手釣、竿釣、たも網、投網、	1年 7,000円

	ヤス（かじかのみ）、 筒（1人2個以内・かじかのみ）	
--	-------------------------------	--

二 その他の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
もくずがに	かに籠（1人3個以内）	1年 6,600円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市東区津島屋3丁目48
濁川漁業協同組合	新潟市北区松浜新町21-21
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町両郷乙555
阿賀野川漁業協同組合連合会	東蒲原郡阿賀町石間4335-52
組合が委託する釣具店等	

（遊漁承認証に関する事項）

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証及び副証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次に掲げる区域内における川底を攪拌してはならない。

五泉市、阿賀野市地内安田橋下流端から下流1,000mまでの阿賀野川の区域

（漁場監視員）

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

（釣堀的漁場）

第13条 新潟県釣堀的漁場（内水面）開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。

- (1) 名称 阿賀町新谷川沿釣場
- (2) 区域 東蒲原郡阿賀町岡沢字屋敷平（新谷地内）
新谷川2号堰堤下流150mの新谷川起点から新谷川1号堰堤上流100mまでの、1,100mの区域
- (3) 期間 平成26年1月1日から平成26年12月31日までの期間
- (4) 濃密放流する魚種 いwana・やまめ・にじます
- (5) 漁具・漁法 竿釣
- (6) 料金 2,000円

（県内共通遊漁の承認等に関する事項）

第14条 （略）

別記様式第1号 （略）

別記様式第2号 （略）

1 漁業権の免許番号 内共第8号

2 漁業権者の名称及び住所 新潟市大形地区漁業協同組合 新潟市東区津島屋3丁目48番地

3 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成26年1月1日

4 認可に係る遊漁規則

新潟市大形地区漁業協同組合内共第8号第五種共同漁業権遊漁規則 新潟市東区津島屋3丁目48番地

(目的)

第1条 この規則は、松浜内水面漁業協同組合、新潟市大形地区漁業協同組合、濁川漁業協同組合、阿賀野川漁業協同組合及び東蒲原郡漁業協同組合の有する内共第8号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うぐい、にじます、いわな、やまめ、かじか及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、徒手採取、手釣、竿釣、たも網、投網、筒、ヤス、及びかに籠による遊漁の場合には口頭でしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、徒手採取、手釣、竿釣、たも網、投網、筒、ヤス、及びかに籠による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間においては、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
いわな、やまめ	常浪川の太田橋上流域及び支流	9月1日から9月30日まで

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する釣具店等に掲示して公表するものとする。

(漁具・漁法の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

漁具・漁法	規模
投網	網目1. 3cm以上とし、支流は網の長さを3m以下とする
筒	かじかの採捕のみに用い、2個以内とする
ヤス	かじかの採捕のみとする
かに籠	3個以内とする

2 あゆの竿釣については、以下のとおり常浪川流域に友釣り専用区を設ける。

長木橋下流から常浪橋の間

太田橋上流300m下流から高清水橋上流500mの間（通称、松林の間）

栃堀橋から高出橋下流300mの間

(遊漁期間)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	7月第一日曜日から10月31日までの期間とする。 ただし、産卵保護のため10月1日から7日まで除く。 投網による採捕は8月1日からとする。 ただし、支流は河川によって異なる。 なお、常浪川流域の投網採捕は、8月10日から10月31日までとする。
こい	6月21日から翌年5月31日まで
ふな	6月21日から翌年5月31日まで
うぐい	1月1日から12月31日まで
にじます	3月1日から9月30日まで

い わ な	3月1日から9月30日まで	
や ま め	ただし、以下期間内を禁漁区域とする。 平成26年1月1日から平成29年12月31日まで 常浪川合流地点の小久蔵沢上流全域 平成26年1月1日から平成28年12月31日まで 阿賀野川合流地点の実川上流全域	
か じ か	5月1日から翌年3月31日まで	
も く ず が に	阿賀野川の左岸新潟市江南区蔵岡地内上境、小杉地内下境から河口までの阿賀野川の区域	1月1日から3月31日まで
	阿賀野川の右岸新潟市北区胡桃山排水機場から河口までの阿賀野川の区域	1月1日から3月31日まで
	阿賀野川の左岸新潟市江南区蔵岡地内上境、小杉地内下境から上流の阿賀野川及び支流の区域	7月1日から12月31日まで
	阿賀野川の右岸新潟市北区胡桃山排水機場から上流の阿賀野川及び支流の区域	7月1日から12月31日まで

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する釣具店等に掲示して公表するものとする。
(禁止区域)

第6条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
五泉市、阿賀野市地内安田橋下流端から下流1,000mまでの阿賀野川の区域	10月8日から10月31日まで
阿賀町合川用水ダムから常浪川合流点に至る区域	1月1日から12月31日まで
阿賀野川水系早出川田川内発電所取水堰堤上流100m、下流200mの区域	1月1日から12月31日まで
阿賀野川水系阿賀野川頭首工（小松）上流端から上流60m、下流端から下流200mの間の阿賀野川の区域	1月1日から12月31日まで
飯豊山周辺森林生態系保護地域の保存地区	1月1日から12月31日まで
阿賀町岡沢字屋敷平（新谷地内）新谷川1号堰堤から新谷川2号堰堤までの区域（新谷川沿釣堀）	1月1日から12月31日まで
新潟市秋葉区地内の満願寺閘門と小阿賀樋門の間に位置する護岸突堤部より阿賀野川本川方向へ50m、同上流方向へ80m、同下流方向へ100m、以上の3点を弧で結んだ区域内	1月1日から12月31日まで
阿賀野市地内国道290号に架かる都辺田橋下流端から上流の都辺田川及びその支流の区域（陸上自衛隊大日原演習場）	1月1日から12月31日まで
阿賀野市地内国道290号に架かる大室橋下流端から上流の大日川及びその支流の区域（陸上自衛隊大日原演習場）	1月1日から12月31日まで

(全長制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい	15cm
ふな	7cm
うぐい	7cm
にじます	15cm
いわな	15cm
やまめ	15cm
かじか	4cm
もくずがに	甲幅 5cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 次のア表に掲げるすべての漁場区域内において、遊漁料の額は、一・二のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付する

ときは、2,000円を加算した額とする。

ア表

漁場区域	漁業権番号
次の基点第5号とウとを結んだ線から上流新潟県と福島県との県境に至る阿賀野川及びその支流の区域 基点第5号；新潟市北区松浜みなと地内防潮堤角落南角 ウ 基点第5号から278度の線と対岸との交差点	内共第8号

一 徒手採捕、手釣、竿釣又はたも網、投網、筒、ヤスによる遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あ ゆ こ い ふ な う ぐ い に じ ま す い わ な や ま め か じ か	徒手採取、手釣、竿釣、たも網、ヤス（かじかのみ）、筒（1人2個以内・かじかのみ）	1日 2,000円 1年 6,000円
	徒手採取、手釣、竿釣、たも網、投網、ヤス（かじかのみ）、筒（1人2個以内・かじかのみ）	1年 7,000円

二 その他の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
もくずがに	かに籠（1人3個以内）	1年 6,600円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市東区津島屋3丁目48
濁川漁業協同組合	新潟市北区松浜新町21-21
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町両郷乙555
阿賀野川漁業協同組合連合会	東蒲原郡阿賀町石間4335-52
組合が委託する釣具店等	

（遊漁承認証に関する事項）

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証及び副証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次に掲げる区域内における川底を攪拌してはならない。

五泉市、阿賀野市地内安田橋下流端から下流1,000mまでの阿賀野川の区域

（漁場監視員）

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否す

ることができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(釣堀的漁場)

第13条 新潟県釣堀的漁場(内水面)開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。

- (1) 名称 阿賀町新谷川沿釣場
 - (2) 区域 東蒲原郡阿賀町岡沢字屋敷平(新谷地内)
新谷川2号堰堤下流150mの新谷川起点から新谷川1号堰堤上流100mまでの、1,100mの区域
 - (3) 期間 平成26年1月1日から平成26年12月31日までの期間
 - (4) 濃密放流する魚種 いwana・やまめ・にじます
 - (5) 漁具・漁法 竿釣
 - (6) 料金 2,000円
- (県内共通遊漁の承認等に関する事項)

第14条 (略)

別記様式第1号 (略)

別記様式第2号 (略)

- 1 漁業権の免許番号 内共第8号
- 2 漁業権者の名称及び住所 濁川漁業協同組合 新潟市北区松浜新町21-21
- 3 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成26年1月1日
- 4 認可に係る遊漁規則

濁川漁業協同組合内共第8号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、松浜内水面漁業協同組合、新潟市大形地区漁業協同組合、濁川漁業協同組合、阿賀野川漁業協同組合及び東蒲原郡漁業協同組合の有する内共第8号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、こい、ふな、うぐい、にじます、いwana、やまめ、かじか及びもくずがにをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、徒手採取、手釣、竿釣、たも網、投網、筒、ヤス、及びかに籠による遊漁の場合には口頭でしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、徒手採取、手釣、竿釣、たも網、投網、筒、ヤス、及びかに籠による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間においては、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
いwana、やまめ	常浪川の太田橋上流域及び支流	9月1日から9月30日まで

- 2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する釣具店等に掲示して公表するものとする。

(漁具・漁法の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
投網	網目1.3cm以上とし、支流は網の長さを3m以下とする
筒	かじかの採捕のみに用い、2個以内とする
ヤス	かじかの採捕のみとする
かに籠	3個以内とする

- 2 あゆの竿釣については、以下のとおり常浪川流域に友釣り専用区を設ける。
長木橋下流から常浪橋の間

太田橋上流300m下流から高清水橋上流500mの間（通称、松林の間）
 栃堀橋から高出橋下流300mの間
 （遊漁期間）

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間	
あ ゆ	7月第一日曜日から10月31日までの期間とする。 ただし、産卵保護のため10月1日から7日まで除く。 投網による採捕は8月1日からとする。 ただし、支流は河川によって異なる。 なお、常浪川流域の投網採捕は、8月10日から10月31日までとする。	
こ い	6月21日から翌年5月31日まで	
ふ な	6月21日から翌年5月31日まで	
う ぐ い	1月1日から12月31日まで	
に じ ま す	3月1日から9月30日まで	
い わ な	3月1日から9月30日まで ただし、以下期間内を禁漁区域とする。	
や ま め	平成26年1月1日から平成29年12月31日まで 常浪川合流地点の小久蔵沢上流全域 平成26年1月1日から平成28年12月31日まで 阿賀野川合流地点の実川上流全域	
か じ か	5月1日から翌年3月31日まで	
も く ず が に	阿賀野川の左岸新潟市江南区蔵岡地内上境、小杉地内下境から河口までの阿賀野川の区域	1月1日から 3月31日まで
	阿賀野川の右岸新潟市北区胡桃山排水機場から河口までの阿賀野川の区域	1月1日から 3月31日まで
	阿賀野川の左岸新潟市江南区蔵岡地内上境、小杉地内下境から上流の阿賀野川及び支流の区域	7月1日から 12月31日まで
	阿賀野川の右岸新潟市北区胡桃山排水機場から上流の阿賀野川及び支流の区域	7月1日から 12月31日まで

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する釣具店等に掲示して公表するものとする。
 （禁止区域）

第6条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
五泉市、阿賀野市地内安田橋下流端から下流1,000mまでの阿賀野川の区域	10月8日から10月31日まで
阿賀町合川用水ダムから常浪川合流点に至る区域	1月1日から12月31日まで
阿賀野川水系早出川田川内発電所取水堰堤上流100m、下流200mの区域	1月1日から12月31日まで
阿賀野川水系阿賀野川頭首工（小松）上流端から上流60m、下流端から下流200mの間の阿賀野川の区域	1月1日から12月31日まで
飯豊山周辺森林生態系保護地域の保存地区	1月1日から12月31日まで
阿賀町岡沢字屋敷平（新谷地内）新谷川1号堰堤から新谷川2号堰堤までの区域（新谷川沿釣堀）	1月1日から12月31日まで
新潟市秋葉区地内の満願寺閘門と小阿賀樋門の間に位置する護岸突堤部より阿賀野川本川方向へ50m、同上流方向へ80m、同下流方向へ100m、以上の3点を弧で結んだ区域内	1月1日から12月31日まで
阿賀野市地内国道290号に架かる都辺田橋下流端から上流の都辺田川及びその支流の区域（陸上自衛隊大日原演習場）	1月1日から12月31日まで
阿賀野市地内国道290号に架かる大室橋下流端から上流の大日川及びその支流の区域（陸上自衛隊大日原演習場）	1月1日から12月31日まで

(全長制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい	15cm
ふな	7cm
うぐい	7cm
にじます	15cm
いわな	15cm
やまめ	15cm
かじか	4cm
もくずがに	甲幅 5cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 次のア表に掲げるすべての漁場区域内において、遊漁料の額は、一・二のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、2,000円を加算した額とする。

ア表

漁場区域	漁業権番号
次の基点第5号とウとを結んだ線から上流新潟県と福島県との県境に至る阿賀野川及びその支流の区域 基点第5号；新潟市北区松浜みなと地内防潮堤角落南角 ウ 基点第5号から278度の線と対岸との交差点	内共第8号

一 徒手採捕、手釣、竿釣又はたも網、投網、筒、ヤスによる遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あ ゆ こ い ふ な う ぐ い に じ ま す い わ な や ま め か じ か	徒手採取、手釣、竿釣、たも網、ヤス（かじかのみ）、筒（1人2個以内・かじかのみ）	1日 2,000円 1年 6,000円
	徒手採取、手釣、竿釣、たも網、投網、ヤス（かじかのみ）、筒（1人2個以内・かじかのみ）	1年 7,000円

二 その他の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
もくずがに	かに籠（1人3個以内）	1年 6,600円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市東区津島屋3丁目48
濁川漁業協同組合	新潟市北区松浜新町21-21
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町両郷乙555
阿賀野川漁業協同組合連合会	東蒲原郡阿賀町石間4335-52
組合が委託する釣具店等	

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証及び副証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次に掲げる区域内における川底を攪拌してはならない。

五泉市、阿賀野市地内安田橋下流端から下流1,000mまでの阿賀野川の区域

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(釣堀的漁場)

第13条 新潟県釣堀的漁場(内水面)開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。

(1) 名称 阿賀町新谷川沿釣場

(2) 区域 東蒲原郡阿賀町岡沢字屋敷平(新谷地内)

新谷川2号堰堤下流150mの新谷川起点から新谷川1号堰堤上流100mまでの、1,100mの区域

(3) 期間 平成26年1月1日から平成26年12月31日までの期間

(4) 濃密放流する魚種 いwana・やまめ・にじます

(5) 漁具・漁法 竿釣

(6) 料金 2,000円

(県内共通遊漁の承認等に関する事項)

第14条 (略)

別記様式第1号 (略)

別記様式第2号 (略)

1 漁業権の免許番号 内共第8号

2 漁業権者の名称及び住所 阿賀野川漁業協同組合 東蒲原郡阿賀町石間3881-4

3 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成26年1月1日

4 認可に係る遊漁規則

阿賀野川漁業協同組合内共第8号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、松浜内水面漁業協同組合、新潟市大形地区漁業協同組合、濁川漁業協同組合、阿賀野川漁業協同組合及び東蒲原郡漁業協同組合の有する内共第8号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、こい、ふな、うぐい、にじます、いwana、やまめ、かじか及びもくずがにをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、徒手採取、手釣、竿釣、たも網、投網、筒、ヤス、及びかに籠による遊漁の場合には口頭でなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、徒手採取、手釣、竿釣、たも網、投網、筒、ヤス、及びかに籠による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間においては、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
いわな、やまめ	常浪川の太田橋上流域及び支流	9月1日から9月30日まで

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する釣具店等に掲示して公表するものとする。
(漁具・漁法の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

漁具・漁法	規模
投網	網目1.3cm以上とし、支流は網の長さを3m以下とする
筒	かじかの採捕のみに用い、2個以内とする
ヤス	かじかの採捕のみとする
かに籠	3個以内とする

2 あゆの竿釣については、以下のとおり常浪川流域に友釣り専用区を設ける。

長木橋下流から常浪橋の間

太田橋上流300m下流から高清水橋上流500mの間 (通称、松林の間)

栃堀橋から高出橋下流300mの間

(遊漁期間)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間	
あゆ	7月第一日曜日から10月31日までの期間とする。 ただし、産卵保護のため10月1日から7日まで除く。 投網による採捕は8月1日からとする。 ただし、支流は河川によって異なる。 なお、常浪川流域の投網採捕は、8月10日から10月31日までとする。	
こい	6月21日から翌年5月31日まで	
ふな	6月21日から翌年5月31日まで	
うぐい	1月1日から12月31日まで	
にじます	3月1日から9月30日まで	
いわな	3月1日から9月30日まで	
やまめ	平成26年1月1日から平成29年12月31日まで 常浪川合流地点の小久蔵沢上流全域 平成26年1月1日から平成28年12月31日まで 阿賀野川合流地点の実川上流全域	
かじか	5月1日から翌年3月31日まで	
もくずがに	阿賀野川の左岸新潟市江南区蔵岡地内上境、小杉地内下境から河口までの阿賀野川の区域	1月1日から3月31日まで
	阿賀野川の右岸新潟市北区胡桃山排水機場から河口までの阿賀野川の区域	1月1日から3月31日まで
	阿賀野川の左岸新潟市江南区蔵岡地内上境、小杉地内下境から上流の阿賀野川及び支流の区域	7月1日から12月31日まで
	阿賀野川の右岸新潟市北区胡桃山排水機場から上流の阿賀野川及び支流の区域	7月1日から12月31日まで

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する釣具店等に掲示して公表するものとする。
(禁止区域)

第6条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
五泉市、阿賀野市地内安田橋下流端から下流1,000mまでの阿賀野川の区域	10月8日から10月31日まで

阿賀町合川用水ダムから常浪川合流点に至る区域	1月1日から12月31日まで
阿賀野川水系早出川田川内発電所取水堰堤上流100m、下流200mの区域	1月1日から12月31日まで
阿賀野川水系阿賀野川頭首工（小松）上流端から上流60m、下流端から下流200mの間の阿賀野川の区域	1月1日から12月31日まで
飯豊山周辺森林生態系保護地域の保存地区	1月1日から12月31日まで
阿賀町岡沢字屋敷平（新谷地内）新谷川1号堰堤から新谷川2号堰堤までの区域（新谷川沿釣堀）	1月1日から12月31日まで
新潟市秋葉区地内の満願寺閘門と小阿賀樋門の間に位置する護岸突堤部より阿賀野川本川方向へ50m、同上流方向へ80m、同下流方向へ100m、以上の3点を弧で結んだ区域内	1月1日から12月31日まで
阿賀野市地内国道290号に架かる都辺田橋下流端から上流の都辺田川及びその支流の区域（陸上自衛隊大日原演習場）	1月1日から12月31日まで
阿賀野市地内国道290号に架かる大室橋下流端から上流の大日川及びその支流の区域（陸上自衛隊大日原演習場）	1月1日から12月31日まで

（全長制限）

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい	15cm
ふな	7cm
うぐい	7cm
にじます	15cm
いわな	15cm
やまめ	15cm
かじか	4cm
もくずがに	甲幅 5cm

（遊漁料の額及び納付方法）

第8条 次のア表に掲げるすべての漁場区域内において、遊漁料の額は、一・二のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、2,000円を加算した額とする。

ア表

漁場区域	漁業権番号
次の基点第5号とウとを結んだ線から上流新潟県と福島県との県境に至る阿賀野川及びその支流の区域 基点第5号；新潟市北区松浜みなと地内防潮堤角落南角 ウ 基点第5号から278度の線と対岸との交差点	内共第8号

一 徒手採捕、手釣、竿釣又はたも網、投網、筒、ヤスによる遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊 漁 料
あ ゆ こ い ふ な う ぐ い に じ ま す い わ な や ま め	徒手採取、手釣、竿釣、たも網、ヤス（かじかのみ）、筒（1人2個以内・かじかのみ）	1日 2,000円 1年 6,000円
か じ か	徒手採取、手釣、竿釣、たも網、投網、ヤス（かじかのみ）、筒（1人2個以内・かじかのみ）	1年 7,000円

二 その他の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
もくずがに	かに籠（1人3個以内）	1年	6,600円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市東区津島屋3丁目48
濁川漁業協同組合	新潟市北区松浜新町21-21
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町両郷乙555
阿賀野川漁業協同組合連合会	東蒲原郡阿賀町石間4335-52
組合が委託する釣具店等	

（遊漁承認証に関する事項）

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証及び副証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次に掲げる区域内における川底を攪拌してはならない。

五泉市、阿賀野市地内安田橋下流端から下流1,000mまでの阿賀野川の区域

（漁場監視員）

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

（釣堀的漁場）

第13条 新潟県釣堀的漁場（内水面）開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。

（1）名称 阿賀町新谷川沿釣場

（2）区域 東蒲原郡阿賀町岡沢字屋敷平（新谷地内）

新谷川2号堰堤下流150mの新谷川起点から新谷川1号堰堤上流100mまでの、1,100mの区域

（3）期間 平成26年1月1日から平成26年12月31日までの期間

（4）濃密放流する魚種 いwana・やまめ・にじます

（5）漁具・漁法 竿釣

（6）料金 2,000円

（県内共通遊漁の承認等に関する事項）

第14条 （略）

別記様式第1号 （略）

別記様式第2号 （略）

1 漁業権の免許番号 内共第8号

2 漁業権者の名称及び住所 東蒲原郡漁業協同組合 東蒲原郡阿賀町両郷乙555

3 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成26年1月1日

4 認可に係る遊漁規則

東蒲原郡漁業協同組合内共第8号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、松浜内水面漁業協同組合、新潟市大形地区漁業協同組合、濁川漁業協同組合、阿賀野川漁業協同組合及び東蒲原郡漁業協同組合の有する内共第8号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うぐい、にじます、いわな、やまめ、かじか及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、徒手採取、手釣、竿釣、たも網、投網、筒、ヤス、及びかに籠による遊漁の場合には口頭でしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、徒手採取、手釣、竿釣、たも網、投網、筒、ヤス、及びかに籠による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間においては、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
いわな、やまめ	常浪川の太田橋上流域及び支流	9月1日から9月30日まで

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する釣具店等に掲示して公表するものとする。

(漁具・漁法の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
投 網	網目1. 3cm以上とし、支流は網の長さを3m以下とする
筒	かじかの採捕のみに用い、2個以内とする
ヤ ス	かじかの採捕のみとする
かに籠	3個以内とする

2 あゆの竿釣については、以下のとおり常浪川流域に友釣り専用区を設ける。

長木橋下流から常浪橋の間

太田橋上流300m下流から高清水橋上流500mの間（通称、松林の間）

栃堀橋から高出橋下流300mの間

(遊漁期間)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	7月第一日曜日から10月31日までの期間とする。 ただし、産卵保護のため10月1日から7日まで除く。 投網による採捕は8月1日からとする。 ただし、支流は河川によって異なる。 なお、常浪川流域の投網採捕は、8月10日から10月31日までとする。
こ い	6月21日から翌年5月31日まで
ふ な	6月21日から翌年5月31日まで
う ぐ い	1月1日から12月31日まで
に じ ま す	3月1日から9月30日まで
い わ な	3月1日から9月30日まで ただし、以下期間内を禁漁区域とする。
や ま め	平成26年1月1日から平成29年12月31日まで 常浪川合流地点の小久蔵沢上流全域 平成26年1月1日から平成28年12月31日まで 阿賀野川合流地点の実川上流全域
か じ か	5月1日から翌年3月31日まで

もくずがに	阿賀野川の左岸新潟市江南区蔵岡地内上境、小杉地内下境から河口までの阿賀野川の区域	1月1日から 3月31日まで
	阿賀野川の右岸新潟市北区胡桃山排水機場から河口までの阿賀野川の区域	1月1日から 3月31日まで
	阿賀野川の左岸新潟市江南区蔵岡地内上境、小杉地内下境から上流の阿賀野川及び支流の区域	7月1日から 12月31日まで
	阿賀野川の右岸新潟市北区胡桃山排水機場から上流の阿賀野川及び支流の区域	7月1日から 12月31日まで

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する釣具店等に掲示して公表するものとする。
(禁止区域)

第6条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
五泉市、阿賀野市地内安田橋下流端から下流1,000mまでの阿賀野川の区域	10月8日から10月31日まで
阿賀町合川用水ダムから常浪川合流点に至る区域	1月1日から12月31日まで
阿賀野川水系早出川田川内発電所取水堰堤上流100m、下流200mの区域	1月1日から12月31日まで
阿賀野川水系阿賀野川頭首工（小松）上流端から上流60m、下流端から下流200mの間の阿賀野川の区域	1月1日から12月31日まで
飯豊山周辺森林生態系保護地域の保存地区	1月1日から12月31日まで
阿賀町岡沢字屋敷平（新谷地内）新谷川1号堰堤から新谷川2号堰堤までの区域（新谷川沿釣堀）	1月1日から12月31日まで
新潟市秋葉区地内の満願寺閘門と小阿賀樋門の間に位置する護岸突堤部より阿賀野川本川方向へ50m、同上流方向へ80m、同下流方向へ100m、以上の3点を弧で結んだ区域内	1月1日から12月31日まで
阿賀野市地内国道290号に架かる都辺田橋下流端から上流の都辺田川及びその支流の区域（陸上自衛隊大日原演習場）	1月1日から12月31日まで
阿賀野市地内国道290号に架かる大室橋下流端から上流の大日川及びその支流の区域（陸上自衛隊大日原演習場）	1月1日から12月31日まで

(全長制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい	15cm
ふな	7cm
うぐい	7cm
にじます	15cm
いわな	15cm
やまめ	15cm
かじか	4cm
もくずがに	甲幅 5cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 次のア表に掲げるすべての漁場区域内において、遊漁料の額は、一・二のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、2,000円を加算した額とする。

ア表

漁場区域	漁業権番号
------	-------

次の基点第5号とウとを結んだ線から上流新潟県と福島県との県境に至る阿賀野川及びその支流の区域 基点第5号；新潟市北区松浜みなと地内防潮堤角落南角 ウ 基点第5号から278度の線と対岸との交差点	内共第8号
--	-------

一 徒手採捕、手釣、竿釣又はたも網、投網、筒、ヤスによる遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
あ ゆ こ い ふ な う ぐ い に じ ま す い わ な や ま め か じ か	徒手採取、手釣、竿釣、たも網、 ヤス（かじかのみ）、 筒（1人2個以内・かじかのみ）	1日 1年	2,000円 6,000円
	徒手採取、手釣、竿釣、 たも網、投網、 ヤス（かじかのみ）、 筒（1人2個以内・かじかのみ）	1年	7,000円

二 その他の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
もくずがに	かに籠（1人3個以内）	1年	6,600円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市東区津島屋3丁目48
濁川漁業協同組合	新潟市北区松浜新町21-21
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町両郷乙555
阿賀野川漁業協同組合連合会	東蒲原郡阿賀町石間4335-52
組合が委託する釣具店等	

（遊漁承認証に関する事項）

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証及び副証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次に掲げる区域内における川底を攪拌してはならない。

五泉市、阿賀野市地内安田橋下流端から下流1,000mまでの阿賀野川の区域

（漁場監視員）

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

（釣堀的漁場）

第13条 新潟県釣堀的漁場（内水面）開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。

- (1) 名称 阿賀町新谷川沿釣場
- (2) 区域 東蒲原郡阿賀町岡沢字屋敷平（新谷地内）
新谷川2号堰堤下流150mの新谷川起点から新谷川1号堰堤上流100mまでの、1,100mの区域
- (3) 期間 平成26年1月1日から平成26年12月31日までの期間
- (4) 濃密放流する魚種 いwana・やまめ・にじます
- (5) 漁具・漁法 竿釣
- (6) 料金 2,000円
(県内共通遊漁の承認等に関する事項)

第14条 (略)

別記様式第1号 (略)

別記様式第2号 (略)

- 1 漁業権の免許番号 内共第9号
- 2 漁業権者の名称及び住所 鳥屋野潟漁業協同組合 新潟市中央区長潟949番地
- 3 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成26年1月1日
- 4 認可に係る遊漁規則

鳥屋野潟漁業協同組合内共第9号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第9号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（こい及びふなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合には口頭でしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合には第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
手 釣	制限なし
竿 釣	制限なし
投 網	制限なし

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
こ い	1月1日から12月31日まで
ふ な	1月1日から12月31日まで

(全長制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こ い	15センチメートル
ふ な	7センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは次の表に掲げる額の二分の一に相当する額とする。

魚 種	漁具・漁法	遊漁料

こ い	手釣・竿釣	1日100円、1年1,000円
	投網	1年3,000円
ふ な	手釣・竿釣	1日100円、1年1,000円
	投網	1年3,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

鳥屋野漁業協同組合事務所（新潟市中央区長潟949番地）

（遊漁承認証に関する事項）

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

（県内共通遊漁の承認等に関する事項）

第11条 （略）

別記様式第1号 （略）

別記様式第2号 （略）

1 漁業権の免許番号 内共第10号

2 漁業権者の名称及び住所 赤塚漁業協同組合 新潟市西区赤塚4716番地4

3 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成26年1月1日

4 認可に係る遊漁規則

赤塚漁業協同組合内共第10号第五種共同漁業権遊漁規則

（目的）

第1条 この規則は、この組合の有する内共第10号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（こい及びふなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭で承認を受けなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具・漁法の制限）

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
-------	----

竿釣	3 統数・竿の長さ全長5.4メートル以下
----	----------------------

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	期間
こい・ふな	1月1日から12月31日まで。(但し、6月10日から6月20日までの期間を除く。(繁殖保護期間のため))

(全長制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい	20センチメートル
ふな	10センチメートル

2 こい又はふなの放産した卵は、採捕してはならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、10%を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
こい・ふな	竿釣	1日	500円
		1年	3,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場合において漁場監視員に納付することができる。なお、内共第11号佐潟及び上佐潟において遊漁料を納付した場合は、この限りではない。

赤塚漁業協同組合事務所(新潟市西区赤塚4716番地4)

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁証承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、遊漁に際しては、まき餌を使用してはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(県内共通遊漁の承認等に関する事項)

第11条 (略)

別記様式第1号 (略)

別記様式第2号 (略)

1 漁業権の免許番号 内共第11号

2 漁業権者の名称及び住所 赤塚漁業協同組合 新潟市西区赤塚4716番地4

3 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成26年1月1日

4 認可に係る遊漁規則

赤塚漁業協同組合内共第11号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第11号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（こい及びふなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭で承認を受けなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
竿釣	3統数・竿の長さ5.4メートル以下

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	期間
こい ふな うなぎ	1月1日から12月31日まで。（但し、6月10日から6月20日までの期間を除く。（繁殖保護期間のため）

(全長制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい	20センチメートル
ふな	10センチメートル
うなぎ	25センチメートル

2 こい又はふなの放産した卵は、採捕してはならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、10%を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
こい・ふな・うなぎ	竿釣	1日	500円
		1年	3,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場合において漁場監視員に納付することができる。なお、内共第10号御手洗湯において遊漁料を納付した場合は、この限りではない。

(1) 赤塚漁業協同組合事務所（新潟市西区赤塚 4716 番地 4）

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁証承認」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、遊漁に際しては、まき餌を使用してはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

(県内共通遊漁の承認等に関する事項)

第11条 (略)

別記様式第1号 (略)

別記様式第2号 (略)

1 漁業権の免許番号 内共第12号

2 漁業権者の名称及び住所 信濃川漁業協同組合 新潟市江南区平賀字酒座川原967

3 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成26年1月1日

4 認可に係る遊漁規則

信濃川漁業協同組合内共第12号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第12号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（こい、ふな及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

新潟市中央区昭和大橋上流端から上流、秋葉区小須戸地内小須戸橋下流端に至る信濃川、小阿賀野川、鷲ノ木大通川及び中之口川の区域。ただし、次の支川等を除く。関屋分水路、新潟市江南区地内信濃川大橋下流端から上流の鷲ノ木大通川、覚路津大通川、東大通川、西蒲区中之口地内、南区白根地内新飯田橋下流端から上流の中之口川、秋葉区新津地内、江南区横越地内JR東日本鉄道信越線下り線鉄橋下流端から上流秋葉区新津地内、江南区横越地内小阿賀橋上流端までの小阿賀野川の区域。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣又は竿釣による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
かにかご	かにかご5個を1カ統とし、1人6カ統までとする。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
こい	1月1日から12月31日まで
ふな	1月1日から12月31日まで
もくずがに	1月1日から5月31日まで及び10月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
新潟市秋葉区新津地内、江南区横越地内小阿樋門下流端から300メートルまでの小阿賀野川の区域	1月1日から12月31日まで

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい	15cm
ふな	5cm
もくずがに	甲幅 5cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

(1) 手釣、竿釣による遊漁の場合

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
こい・ふな	竿釣	1日300円、1年3,000円

(2) その他の場合

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
もくずがに	かにかご	1年3,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

納付場所	住 所
信濃川漁業協同組合事務所	新潟市江南区平賀字酒座川原967番地

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して事項を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

(県内共通遊漁の承認等に関する事項)

第12条 (略)

別記様式第1号 (略)

別記様式第2号 (略)

- 1 漁業権の免許番号 内共第12号
- 2 漁業権者の名称及び住所 加茂川漁業協同組合 加茂市赤谷1-8
- 3 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成26年1月1日
- 4 認可に係る遊漁規則

加茂川漁業協同組合内共第12号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第12号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、うぐい、ふな、いわな、やまめ及びかじかをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、籠による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 さし網による遊漁はしてはならない。ただし中学生以下の子供等によるさし网游漁を除くものとする。なおその場合、網の全長を2メートル以下とし、区域は加茂川橋上流端から上流昭和橋下流端とする。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	7月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間内。ただし、10月1日から10月7日までは禁漁とする。
いわな、やまめ	3月1日から9月30日まで
こい、うぐい、ふな、かじか	1月1日から12月31日

- 2 前項の公表は、この組合及びこの組合が指定した遊漁承認証販売所に掲示して公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
加茂川の芦の出頭工堰堤下流端から下流日吉橋まで1,000mの区域	1月1日から 12月31日まで
下条川ダムのがね橋の上下流の区域(上流へ100m、下流へ30m)	
信濃川の三条地内大島頭首工上流端から上流47m、下流端から下流126mの区域	

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あ ゆ	10 c m
いわな、やまめ	15 c m

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、200円を加算した額とする。ただし、遊漁者が中学生以下の子供等及び障がい者のときは遊漁料を無料とする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
-----	-------	-------

あゆ、こい、ふな、うぐい、 いわな、やまめ、かじか	手釣・竿釣・籠	1日1,000円 1年5,000円
------------------------------	---------	----------------------

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 加茂川漁業協同組合七谷孵化場（加茂市大字長谷水無117）

(2) その他加茂川漁業協同組合が指定した遊漁承認証販売所

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

（県内共通遊漁の承認等に関する事項）

第12条 （略）

別記様式第1号 （略）

別記様式第2号 （略）

1 漁業権の免許番号 内共第12号

2 漁業権者の名称及び住所 五十嵐川漁業協同組合 三条市高岡651

3 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成26年1月1日

4 認可に係る遊漁規則

五十嵐川漁業協同組合内共第12号第五種共同漁業権遊漁規則

（目的）

第1条 この規則は、この組合の有する内共第12号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ・うぐい・こい・やまめ・いわな及びかじかをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣又は投網による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

3 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具・漁法の制限）

第2条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
-------	-----

竿釣	1人1竿、但し、こい釣1人3竿
あゆ・竿ころがし釣	1人1竿
投網・三角網・ヤス	1人1統（ヤスはかじかに限る）

（遊漁期間）

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	6月16日から11月30日までの期間内で、組合が公表する期間内。 10月1日から10月14日までを除く
うぐい	1月1日から12月31日まで
こい	1月1日から12月31日まで
かじか	1月1日から12月31日までの期間内で、4月11日から4月20日までを除く。
やまめ	3月1日から9月30日まで
いわな	3月1日から9月30日まで

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する釣具店並びに遊漁承認証販売店に掲示して公表するものとする。

（禁止区域）

第5条 前条の規定による期間内であっても、次に掲げる区域内においては、年間を通じて、遊漁をしてはならない。

- (1) 三条市北五百川地内側と長野地内側に架かる八木橋中心より上流200m、下流400mの間の区域内。
- (2) 三条市長野地内の守門川第2号堰堤上流端より上流へ100m、下流端より下流へ200mの間の区域内。
- (3) 三条市笠堀地内の笠堀ダム、下流端より下流へ500mの区域内。
- (4) 三条市籠場地内側から三条市高岡地内側に構築されている籠場頭首工堰のゲートより上流50m、下流100mの間の区域内。
- (5) 三条市内の信濃川本流に築造されている蒲原大堰ゲートより上流200m、下流400mの間の区域内。
- (6) 燕市地内の中之口川に築造されている中之口川水門のゲートより上流200m、下流400mの間の区域内。
- (7) 三条市内の信濃川本流に築造されている大島頭首工の上流端より上流の加茂川漁業協同組合の漁業権行使区域（47.0m）の境界から上流103.0mの区域内。
- (8) 三条市早水地内の守門川第3号堰堤上流端より上流へ50m、下流端より下流へ100mの間の区域内。

（全長制限）

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あゆ	12cm
うぐい	10cm
こい	15cm
かじか	4cm
いわな	15cm
やまめ	15cm

（遊漁料の額及び納付方法）

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が中学校生徒以下は無料、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
あゆ	竿釣	1日券2,000円
	ころがし釣	年券8,000円
かじか	竿釣・ヤス・かじかタモ	1日券1,000円・年券3,500円
こい	竿釣	1日券1,000円・年券3,500円
うぐい	竿釣	1日券1,000円・年券3,500円
いわな	竿釣	1日券1,000円・年券3,500円

やまめ	竿釣	1日券1,000円・年券3,500円
あゆ	投網	1日券4,000円
こい	投網	1日券4,000円
うぐい	投網	1日券4,000円
かじか	三角網	1日券4,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

氏名（店名）	住所
五十嵐川漁業協同組合事務所	三条市高岡651
その他五十嵐川漁業協同組合が指定する釣具店及び遊漁承認証販売店	

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

（県内共通遊漁の承認に関する事項）

第12条 （略）

別記様式第1号 （略）

別記様式第2号 （略）

1 漁業権の免許番号 内共第12号

2 漁業権者の名称及び住所 刈谷田川漁業協同組合 長岡市滝の下町4-35

3 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成26年1月1日

4 認可に係る遊漁規則

刈谷田川漁業協同組合内共第12号第五種共同漁業権遊漁規則

（目的）

第1条 この規則は、この組合の有する内共第12号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（こい、ふな、うぐい、あゆ、にじます、いわな及びやまめをいう。以下同じ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は口頭で行うものとする。

3 組合は第1項の規定による申請があったときは第12条に規定する場合を除き第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具、漁法	規模
竿釣	1人3本以内(ただし、あゆ、にじます、いわな、やまめの遊漁にあっては1人1本以内)

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	遊漁期間
こい	1月1日から12月31日まで
ふな	1月1日から12月31日まで
うぐい	1月1日から12月31日まで
あゆ	1月1日から12月31日まで。ただし、1月1日から6月15日まで、10月1日から10月7日までの期間を除く
にじます	4月1日から9月30日まで
いわな	4月1日から9月30日まで
やまめ	4月1日から9月30日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
刈谷田川ダム下流端から下流虎谷川との合流点まで。	1月1日から12月31日まで
刈谷田川と増沢川との合流点から上流700メートル。但し、ふるさと交流広場脇、階段式護岸80m区間を除く。(栃尾フィッシングパーク)	1月1日から12月31日まで

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい	15センチメートル
ふな	7センチメートル
うぐい	7センチメートル
にじます	15センチメートル
いわな	15センチメートル
やまめ	15センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が中学校生徒以下及び肢体不自由のときは無料とする。なお、中学校生徒でにじます、いわな、やまめを遊漁するときは、表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、500円加算した額とする。

魚種	漁具	種別	料金
こい	竿釣	1日	500円
ふな		1年	3,000円
うぐい			
にじます			
いわな			
やまめ			
あゆ	竿釣	1日	1,000円
		1年	5,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所においては漁場監視員に納付することができる。

刈谷田川漁業協同組合事務所 長岡市滝の下4-35

稲庭 由起夫 長岡市中西1328番地
 ミサワスポーツ店 長岡市金町2丁目2番38号
 野川釣具店 見附市今町1丁目3番3号
 刈谷田ドライブイン 長岡市栃堀6969番地4

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁証承認証（以下「遊漁証承認証」という）を交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(釣堀的漁場)

第9条 新潟県釣堀的漁場（内水面）開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。

名 称	開設の場所	開設の期間	濃密放流 魚種名	漁具 漁法	料金
栃尾フィッシングパーク	刈谷田川と増沢川との合流点から上流700mの区間 「但し、ふるさと交流広場脇、階段式護岸80m区間を除く」	平成26年 1月1日から 平成26年 12月31日まで	いわな やまめ にじます	竿釣	餌釣1日 大人 2,800円 未就学の幼児、小学生 2,300円 疑似餌1日 大人 3,500円 女性 3,000円 未就学の幼児、小学生 2,000円

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則に遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第13条 (略)

別記様式第1号 (略)

別記様式第2号 (略)

- 1 漁業権の免許番号 内共第12号
- 2 漁業権者の名称及び住所 魚沼漁業協同組合 魚沼市佐梨1105番地の16
- 3 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成26年1月1日
- 4 認可に係る遊漁規則
魚沼漁業協同組合内共第12号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第12号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、にじます、こい、ふな、うぐい、いわな、やまめ、うなぎ及びかじかをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣、ヤスによる遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項又は第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 遊漁者は次に掲げる漁具、漁法以外のもので遊漁してはならない。竿釣(あゆ以外の魚種は1人3本以内とする)、ヤス(かじかに限る)

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚種	イ 遊漁期間
あゆ	6月16日から11月30日まで(但し、10月1日から10月7日迄の期間を除く)
にじます	1月1日から12月31日まで(但し、10月1日から翌年2月末日迄の期間を除く)
こい	1月1日から12月31日まで(但し、6月10日から6月20日迄の期間を除く)
ふな	1月1日から12月31日まで(但し、6月10日から6月20日迄の期間を除く)
うぐい	1月1日から12月31日まで(但し、5月11日から5月20日迄の期間を除く)
いわな	1月1日から12月31日まで(但し、10月1日から翌年2月末日迄の期間を除く)
やまめ	1月1日から12月31日まで(但し、10月1日から翌年2月末日迄の期間を除く)
うなぎ	1月1日から12月31日までの期間内で理事が定める日まで
かじか	1月1日から12月31日まで(但し、4月10日から5月10日迄の期間を除く)

(全長制限)

第5条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚種	イ 全長
にじます	15センチメートル以下
こい	15センチメートル以下
ふな	7センチメートル以下
うぐい	7センチメートル以下
いわな	15センチメートル以下
やまめ	15センチメートル以下
うなぎ	25センチメートル以下
かじか	6センチメートル以下

(禁止区域)

第6条 次に掲げる区域内においては遊漁をしてはならない。

名称	区域	河川名
小千谷発電所放水口	小千谷市地内東日本旅客鉄道株式会社小千谷発電所放水口から上流25mの点、同点から13度を見通した対岸に知事が建設した標柱及び放水口から下流160mの点を結ぶ線によって囲まれた区域(発電所放水路を含む)	信濃川
洗堰	燕市分水地内信濃川新洗堰上流端から下流400mの間の区域	信濃川
大河津分水固定堰上流域	燕市分水地内大河津分水路固定せき上流端から上流650m(右岸にあっては、1,050m)、下流端から下流1,400mの間の区域(魚道を含む)	信濃川
石打発電所堰堤	湯沢町地内、東京電力株式会社石打発電所堰堤上流端から、上流70m、下流端から下流200mの間の区域(魚道を含む)	魚野川
藪神発電所・第二藪神発電所堰堤	堰堤上流端から上流50m、下流端から下流250mの間の区域(魚道を含む)	破間川

上条発電所堰堤	堰堤上流端から上流100m、下流端から下流250mの間の区域（魚道を含む）	黒又川
上条発電所堰堤	堰堤上流端から上流100m、下流端から下流400mの間の区域（魚道を含む）	平石川
黒又川第1ダム	ダム上流端から上流500m、下流200mの区域	黒又川
黒又川第2ダム	ダム上流端から上流500m、下流300mの区域	黒又川
黒又川第2発電所放水口	放水口から下流700mの区域	黒又川
黒又川第1発電所放水口	放水口中心から半径50mの区域	破間川
第1末沢ダム	ダム上流端から上流200mの区域（この区域に末沢発電所放水口を含む）	末沢川
湯之谷ダム	堰堤上流端から上流100m、下流端から下流250mの間の区域	佐梨川
第2末沢ダム	ダム上流端から上流50mの区域	末沢川
平石ダム	ダム上流端から上流50mの区域	平石川
末沢支水路注水口	注水口中心から半径50mの区域	黒又川（黒又川第1貯水池内）
内檜沢第1取水ダム 第2取水ダム	取水ダム上流端からそれぞれ上流100m、下流端から下流50mの区域	内檜沢
足沢取水ダム	取水ダム上流端から上流100m、下流端から下流50mの区域	末沢川支流足沢
妙見堰	小千谷市地内の国土交通省妙見堰上流2,500mから下流500mまでの区間（魚道及び閘門を含む。）	信濃川
三国川ダム	南魚沼市清水瀬地内の国土交通省三国川ダム堤体上流端から上流500メートルの網場までの区間、堤体及び堤体下流端から下流200mのわらびの取水堰までの区間	三国川
蒲原大堰	三条市栄地内の国土交通省蒲原大堰上流端から上流200mの区域	信濃川
中ノ口川水門	燕市地内の国土交通省中ノ口川水門上流端から上流200m、下流端から下流400mの区域	中ノ口川
湯沢フィッシングパーク	南魚沼郡湯沢町大字土樽地内、魚野川支流八知川294mの区域	八知川
湯沢東山フィッシングパーク	南魚沼郡湯沢町大字湯沢地内魚野川神弁橋右岸520mの区域	魚野川
大川フィッシングパーク	南魚沼郡湯沢町大字三国字東山谷地内清津川支流大川、大川橋下流380mの区域	清津川
城内フィッシングパーク	南魚沼市下原地内魚野川支流清水川に架かる町道鱒川橋上流218mの区域	清水川
毛渡沢1号ダム	左右両岸の副ダムより下流20メートルの区域（魚道を含む）	毛渡沢
毛渡沢2号ダム	左右両岸の副ダムより下流20メートルの区域（魚道を含む）	毛渡沢
蓬沢2号ダム	左岸の魚道内	蓬沢
大源太川下流砂防堰堤	副ダムより下流20メートルの区域（魚道を含む）	大源太川
松川入川第2砂防堰堤	第2砂防堰堤より下流50メートル（副ダム、魚道を含む）	松川入川
二居湖	二居ダム上流端から上流500mおよび下流500m	清津川
カッサ湖	カッサダム上流端からカッサ調整池満水位全域	カッサ川
広神発電所	魚沼市小平尾地内広神ダム分水工室から下流200mの区域	和田川

（遊漁料の額及び納付方法）

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとし、消費税分を加算した額とする。

遊漁券の種類	魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料(税抜)
A	あゆ	竿釣	1年	15,000円
B	こい、ふな、うぐい、やまめ、いわな、にじます、うなぎ、かじか	竿釣(1人3本以内)ヤス(かじかに限る)	1年	8,612円
C	こい、ふな、うぐい、うなぎ、かじか	竿釣(1人3本以内)ヤス(かじかに限る)	1年	2,778円
E	あゆ	竿釣	1日	2,500円
F	こい、ふな、うぐい、やまめ、いわな、にじます、うなぎ、かじか	竿釣(1人3本以内)ヤス(かじかに限る)	1日	1,945円
G	こい、ふな、うぐい、うなぎ、かじか	竿釣(1人3本以内)ヤス(かじかに限る)	1日	556円

2 次表の左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず右欄のとおりとする。

小、中学生	無料
肢体不自由者(4級以上)	第1項に規定する額の2分の1

3 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。

魚沼漁業協同組合事務所 魚沼市佐梨1105番地の16

清津分会 分会長宅
土樽分会 分会長宅
湯沢分会 分会長宅
石打分会 分会長宅
塩沢分会 分会長宅
中之島分会 分会長宅
上田分会 分会長宅
六日町分会 分会長宅
五十沢分会 分会長宅
城内分会 分会長宅
大巻分会 分会長宅
大崎分会 分会長宅
南藪神分会 分会長宅
浦佐分会 分会長宅
東分会 分会長宅
伊米ヶ崎分会 分会長宅
佐梨分会 分会長宅
青島分会 分会長宅
小出分会 分会長宅
四日町分会 分会長宅
湯之谷分会 分会長宅
銀山分会 分会長宅
北藪神分会 分会長宅
広瀬分会 分会長宅
須原分会 分会長宅
上条分会 分会長宅
入広瀬分会 分会長宅
堀之内分会 分会長宅
川口分会 分会長宅
小千谷支部 支部長宅
越路分会 分会長宅
長岡分会 分会長宅
分水分会 分会長宅

山古志分会 分会長宅

及び魚沼漁業協同組合の委託納付場所（旅館、釣具店、食堂、その他）並びに漁場監視（取締）員。ただし、遊漁者が遊漁証を持たず遊漁する場合において、漁場監視（取締）員に納付するときの遊漁料は第1項に規定する1日の遊漁料に1,000円（税抜）を附加して得た額とする。

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は第2条の遊漁料の納付を受けた時は、別記様式第1号の遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という）を交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（釣堀的漁場）

第9条 新潟県釣堀的漁場（内水面）開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。料金は、次のとおりとし、消費税分を加算した額とする。

名称	開設場所（河川名）	開設期間	濃密放流 魚種名	漁具 漁法	料金 （税抜）
湯沢フィッシングパーク	南魚沼郡湯沢町大字土樽地内、魚野川支流八知川294mの区域（八知川）	平成26年 1月1日から 平成26年 12月31日まで	いわな やまめ にじます うぐい	竿釣	1日 2,223円
湯沢東山フィッシングパーク	南魚沼郡湯沢町大字湯沢地内魚野川神弁橋右岸520mの区域（魚野川）	平成26年 1月1日から 平成26年 12月31日まで	いわな やまめ にじます うぐい	竿釣	1日 2,223円
大川フィッシングパーク	南魚沼郡湯沢町大字三国字東山谷地内清津川支流大川、大川橋下流380mの区域（清津川）	平成26年 1月1日から 平成26年 12月31日まで	いわな やまめ にじます	竿釣	1日 2,223円
城内フィッシングパーク	南魚沼市下原地内魚野川支流清水川に架かる町道鱒川橋上流218mの区域（清水川）	平成26年 1月1日から 平成26年 12月31日まで	いわな やまめ にじます	竿釣	1日 2,223円

（遊漁に際し守るべき事項）

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し漁場監視（取締）員の要求があったときはこれを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視（取締）員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適切な距離を保ち、且つ漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第11条 漁場監視（取締）員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視（取締）員は別記様式第2号による漁場監視（取締）員証を携帯し、かつ漁場監視（取締）員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

（県内共通遊漁の承認に関する事項）

第13条 （略）

別記様式第1号 （略）

別記様式第2号 （略）

1 漁業権の免許番号 内共第12号

2 漁業権者の名称及び住所 中魚沼漁業協同組合 十日町市干溝1508

3 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成26年1月1日

4 認可に係る遊漁規則

中魚沼漁業協同組合内共第12号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第12号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁業」という）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うぐい、うなぎ、かじか、にじます、いわな及びやまめをいう以下同じ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2. 前項の規則による申請は、竿釣又は投網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3. 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣又は投網による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4. 遊漁者は、直ちに第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁はそれぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具、漁法	イ 規 模
さ お 釣	長さに制限なし
投 網	網目長さに制限なし

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする漁業は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あゆ、こい、ふな、うぐい、にじます、うなぎ、かじか	1月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
いわな、やまめ	3月1日から9月30日まで

2. 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する釣具店に掲示して公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。次の区域においては水産動物の採捕を行ってはならない。

区 域	期 間
七ツ釜フィッシングパーク 釜川（芝倉沢）、芝倉沢ダム下流より十日町市田代丙2274番地、地先までの350mの間の区間	1月1日から12月31日まで
東京電力信濃川発電所余水放水口、JR鹿渡鉄橋下より津南町鹿渡新田甲地先までの600mの間の区間	1月1日から12月31日まで
十日町市宮中地内JR東日本宮中堰堤上流端から上流200メートル、下流端から下流750メートルの間の区域(魚道を含む。)	1月1日から12月31日まで

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長が以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
こい、ふな、うぐい、にじます、いわな、やまめ、	15センチメートル以下
うなぎ	25センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし第1号の場合において遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次頁ただし書に指定する方法により納付するときは1,000円を加算した額とする。

魚 種	漁具、漁法	期 間	遊漁料
あゆを含む全魚種	竿 釣	1年	10,500円
		1日	2,100円
やまめ、いわな、にじます、かじか、うなぎ、うぐい、こい、ふな	竿 釣	1年	6,300円
		1日	1,050円
こい、ふな、うぐい	竿 釣	1日	315円
あゆ、やまめ、いわな、にじます、こい、ふな、かじか、うなぎ、うぐい	投 網	1日	4,095円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(イ) 中魚沼漁業協同組合事務所（十日町市干溝1508）

(ロ) 漁場監視員及び七ツ釜フィッシングパーク（十日町市田代）

(ハ) 中魚沼漁業協同組合が指定した釣具店等

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という）を交付するものとする。

2. 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第9条 遊漁者は遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2. 遊漁者は、遊漁に際しては、遊漁監視員の指示に従わなければならない。

3. 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは行わないものとする。

（違反者に対する措置）

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

（釣堀的漁場）

第12条 新潟県釣堀的漁場（内水面）開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。

一 名称 七ツ釜フィッシングパーク

二 区域 芝倉沢ダム下流より十日町市田代丙2274番地地先までの350mの区域

三 期間 平成26年1月1日から平成26年12月31日まで

四 濃密放流する魚種 にじます、いわな、やまめ

五 漁具・漁法 竿釣

六 料金 2,100円

（県内共通遊漁の承認に関する事項）

第13条 （略）

別記様式第1号 （略）

別記様式第2号 （略）

1 漁業権の免許番号 内共第13号

2 漁業権者の名称及び住所 魚沼漁業協同組合 魚沼市佐梨1105番地の16

3 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成26年1月1日

4 認可に係る遊漁規則

魚沼漁業協同組合内共第13号第五種共同漁業権遊漁規則

（目的）

第1条 この規則は、この組合の有する内共第13号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の

区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（こい、ふな、うぐい、わかさぎ、いわな、やまめ及びにじますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭で行ってよい。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項又は第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

（キャッチアンドリリース区間の設置及び採捕尾数の制限）

第3条 次の表のア欄の魚種については、イ欄の区域でウ欄の期間において、採捕の尾数を5尾以内とし、5尾を超えた場合はその場で再放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
いわな、やまめ、にじます	魚沼漁業協同組合内共第13号に定める区域のうち奥只見湖の区域。 ただし、次の区域を除く。 ①魚沼市宇津野字北ノ岐地内石抱橋上流端から上流域の北ノ又川 ②魚沼市宇津野字中ノ岐地内雨池橋上流端から上流域の中ノ岐川 ③魚沼市下折立字赤ノ川表地内国有林265林班に設置した、電源開発株式会社の所有する送電線（只見幹線）鉄塔No. 68と、同国有林268林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線（只見幹線）鉄塔No. 69を結んだ線から上流域の恋ノ岐川	4月21日から9月30日まで

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する分会内にある遊漁券取扱所に掲示して行うものとする。

3 ただし、第1項の規定は知事が別に定める日から施行する。

（漁具、漁法の制限）

第4条 遊漁者は、次に掲げる漁具漁法以外のもので遊漁してはならない。

漁具、漁法	規模
竿釣	竿数は、1人3本以内

（遊漁期間）

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	期間
こい	1月1日から12月31日まで（但し、6月10日から6月20日までの期間を除く）
ふな	1月1日から12月31日まで（但し、6月10日から6月20日までの期間を除く）
うぐい	1月1日から12月31日まで
わかさぎ	1月1日から12月31日まで
いわな	1月1日から12月31日まで（但し、10月1日から翌年4月20日までの期間を除く）
やまめ	1月1日から12月31日まで（但し、10月1日から翌年4月20日までの期間を除く）
にじます	1月1日から12月31日まで（但し、10月1日から翌年4月20日までの期間を除く）

（禁止区域）

第6条 次に掲げる区域においては、遊漁をしてはならない。

保護水面の区域
次に掲げるアとイを結ぶ線から上流の北ノ又川及びその支川の区域 ア、魚沼市宇津野字北ノ又沢852番地の20、北ノ又川右岸に管理者が建設した標柱の位置 イ、魚沼市宇津野字北ノ又沢852番地の5、北ノ又川左岸に管理者が建設した標柱の位置

2 理事は、うぐい、いわな及びやまめにかかる増殖計画の実施のため、必要と認めるときは、遊漁について、その区域並びに期間を制限することができる。

3 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する分会内にある遊漁券取扱所に掲示して行うものとする。

(全長制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種については、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい	15cm以下
ふな	7cm以下
うぐい	7cm以下
いわな	15cm以下
やまめ	15cm以下
にじます	15cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は次表のとおりとし、消費税分を加算した額とする。ただし、遊漁者が就学前の幼児又は小、中学生のときは無料とし、肢体不自由者のときは、次表に規定する額の2分の1に相当する額とする。漁場監視(取締)員に納付するときの遊漁料は、次表に規定する1日の遊漁料に500円(税抜)を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料(税抜)
こい、ふな、うぐい、わかさぎ、いわな、やまめ、にじます	竿釣	1年4,375円 1日 973円

2 遊漁料の納付は次に掲げる場所において、しなければならない。

納付場所
魚沼市佐梨1105番地の16、魚沼漁業協同組合事務所、魚沼漁業協同組合の委託納付場所(分会長宅、旅館、食堂、取締員、その他)

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は第2条の遊漁料の承認をしたときは、別記様式第1号の遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視(取締)員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視(取締)員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視(取締)員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視(取締)員は別記様式第2号による漁場監視(取締)員証を携帯し、かつ漁場監視(取締)員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第13条 (略)

別記様式第1号 (略)

別記様式第2号 (略)

1 漁業権の免許番号 内共第14号

2 漁業権者の名称及び住所 魚沼漁業協同組合 魚沼市佐梨1105番地の16

3 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成26年1月1日

4 認可に係る遊漁規則

魚沼漁業協同組合内共第14号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、魚沼漁業協同組合、檜枝岐村漁業協同組合及び伊北地区非出資漁業協同組合が共有の免許を

受けた内共第14号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（こい、ふな、うぐい、わかさぎ、いわな及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭で行ってよい。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

（キャッチアンドリリース区間の設置及び採捕尾数の制限）

第3条 次の表のア欄の魚種については、イ欄の区域でウ欄の期間において、採捕の尾数を5尾以内とし、5尾を超えた場合はその場で再放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
いわな、 やまめ	魚沼漁業協同組合内共第14号に定める区域のうち奥只見湖の区域。 ただし、以下の区域を除く。 ①魚沼市地内大津岐林道橋より上流域の只見川 ②魚沼市湯之谷芋川字大鳥地内国有林262林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線（只見幹線）鉄塔No. 55と、同国有林268林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線（只見幹線）鉄塔No. 56を結んだ線から上流域の仕入沢	4月21日から 9月30日まで

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する分会内にある遊漁券取扱所に掲示して行うものとする。

3 ただし第1項の規定は知事が別に定める日から施行する。

（漁具、漁法の制限）

第4条 遊漁者は第8条第1項の表に掲げる漁具及び漁法によるほか遊漁してはならない。

2 次の表の左欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具、漁法	規模
竿釣	竿数は、1人2本以内

（遊漁期間）

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	期間
こい	1月1日から12月31日まで（但し、6月10日から6月20日までの期間を除く）
ふな	1月1日から12月31日まで（但し、6月10日から6月20日までの期間を除く）
うぐい	1月1日から12月31日まで（但し、5月25日から5月31日までの期間を除く）
わかさぎ	1月1日から12月31日まで
いわな やまめ	4月21日から9月30日まで

（禁止区域）

第6条 組合の水産動物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公示したときは、当該区域及び期間中は遊漁をしてはならない。

2 前項の公示については、第8条第2項に定める場所に掲示して行うものとする。

（全長制限）

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種については、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい、いわな、やまめ	15センチメートル以下
ふな、うぐい	7センチメートル以下

2 前項の表の左欄に掲げる、水産動物の放産した卵は採捕してはならない。

（遊漁料の額及び納付方法）

第8条 遊漁料の額は次表のとおりとし、消費税を加算した額とする。ただし、遊漁者が未就学の幼児及び小学生又は中学生のときは無料とし、肢体不自由者のときは、相当額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは525円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料（税抜）
こい、ふな、うぐい、わかさぎ、いわな、やまめ	竿釣	1日 973円
		1年4,375円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、1日利用による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視（取締）員に納付することができる。

- (1) 魚沼漁業協同組合事務所
- (2) 魚沼漁業協同組合遊漁承認証取扱所
(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視（取締）員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視（取締）員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視（取締）員は、遊漁者に対しこの規則の遵守に関し必要な指示を行うことができる。

2 漁場取締員は、別記様式第2号による漁場監視（取締）員証を携帯し、かつ、漁場監視（取締）員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

別記様式第1号 (略)

別記様式第2号 (略)

- 1 漁業権の免許番号 内共第14号
- 2 漁業権者の名称及び住所 檜枝岐村漁業協同組合 福島県南会津郡檜枝岐村字下ノ原871番地1
- 3 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成26年1月1日
- 4 認可に係る遊漁規則
檜枝岐村漁業協同組合内共第14号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は檜枝岐村漁業協同組合、魚沼漁業協同組合及び伊北地区非出資漁業協同組合が共有の免許を受けた内共第14号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という）の区域内において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（こい、ふな、うぐい、わかさぎ、いわな及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、口頭で組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は前項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除き、第1項の承認するものとする。

3 遊漁者は、直ちに第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 遊漁者（前条第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）は第7条第1項の表に掲げる漁具及び漁法によるほか遊漁をしてはならない。

2 次の表の左欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
竿 釣	竿数は、1人2本以内

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
こ い ふ な	1月1日から12月31日まで (ただし6月10日から6月20日までの期間を除く)
うぐい	1月1日から12月31日まで (ただし5月25日から5月31日までの期間を除く)
いわな やまめ	4月21日から9月30日まで
わかさぎ	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 組合の水産動物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公示したときは、当該区域内及び期間中は遊漁をしてはならない。

2 前項の公示については、第7条第2項に定める場所に掲示してするものとする。

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
いわな こ い やまめ	15センチメートル
ふ な うぐい	7センチメートル

2 前項の表の左欄に掲げる水産動物の放産した卵は採捕してはならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児及び小学生のときは無料とし、中学生または肢体不自由者のときは、当該額の2分の1に相当する額とする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
こ い ・ ふ な	竿 釣	1日 1,050円 (組合事務所又は取扱所)
う ぐ い ・ い わ な		1日 1,500円 (遊漁現場)
わ か さ ぎ ・ や ま め		1年 4,500円 (組合事務所)

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし1日利用による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 檜枝岐村漁業協同組合
(2) 檜枝岐村漁業協同組合が指定する遊漁承認証取扱所

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による、遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは行わないものとする。

別記様式第1号 (略)

別記様式第2号 (略)

- 1 漁業権の免許番号 内共第14号
- 2 漁業権者の名称及び住所 伊北地区非出資漁業協同組合 福島県南会津郡只見町大字只見字新屋敷1619-9
- 3 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成26年1月1日
- 4 認可に係る遊漁規則

伊北地区非出資漁業協同組合内共第14号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は魚沼漁業協同組合、檜枝岐村漁業協同組合及び伊北地区非出資漁業協同組合が共有の免許を受けた内共第14号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という)の区域内において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(こい、ふな、うぐい、わかさぎ、いわな及びやまめをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 組合は前項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除き、承認するものとする。
- 3 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7項第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 漁業者(前条第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)は、第7条第1項の表に掲げる漁具及び漁法によるほか遊漁をしてはならない。

漁具・漁法	規 模
竿 釣	竿数は、1人2本以内

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	
こ い	1月1日から12月31日まで(ただし6月10日から6月20日までの期間を除く)
ふ な	
う ぐ い	1月1日～12月31日まで(ただし5月25日から5月31日までの期間を除く)
わかさぎ	1月1日～12月31日まで
い わ な	4月21日から9月30日まで
や ま め	4月21日から9月30日まで

(禁止区域)

第5条 組合の水産動物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公示したときは当該区域及び期間中は遊漁をしてはならない。

- 2 前項の公示については、第7条第2項に定める場所に提示するものとする。

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	
こ い	15センチメートル
い わ な	
や ま め	
ふ な	7センチメートル
う ぐ い	

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児及び小学生のときは無料とし、中学生または肢体不自由者のときは、当該額の2分の1に相当する額とする。

魚 種	漁具・漁法	遊漁料
-----	-------	-----

こ い	竿釣	1日1, 050円(組合事務所又は取扱所) 1日1, 575円(遊漁現場) 1年4, 725円(組合事務所)
ふ な		
う ぐ い		
わかさぎ		
いわな		
やまめ		

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、一日利用による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する事ができる。

- (1) 伊北地区非出資漁業協同組合
- (2) 伊北地区非出資漁業協同組合遊漁承認証取扱所
(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による、遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(遊漁監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して、必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する処置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

別記様式第1号 (略)

別記様式第2号 (略)

- 1 漁業権の免許番号 内共第15号
- 2 漁業権者の名称及び住所 柏崎刈羽内水面漁業協同組合 柏崎市番神一丁目7番40号
- 3 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成26年1月1日
- 4 認可に係る遊漁規則

柏崎刈羽内水面漁業協同組合内共第15号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共15号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、こい、ふな、うぐいという。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認証を提出して、しなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合には第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
竿 釣	竿の長さ8m以内

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の期間内でなければならない。

魚種	遊漁期間
あゆ	6月15日から11月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間
こい	1月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間
ふな	1月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間
うぐい	1月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する岸釣具店に掲示して公表するものとする。

(全長制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
あ ゆ	10cm以下
こ い	15cm以下
ふ な	15cm以下
う ぐ い	10cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が小学校生徒以下の児童のときは無料、中学校生徒又は肢体不自由者のときは次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ、こい、ふな、うぐい、やまめ、いわな	手釣、竿釣	1日1,000円 1年3,500円
こい、ふな、うぐい	竿釣	1日 500円
あゆ、うぐい	投網	1日1,000円 1年4,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場合において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 柏崎刈羽内水面漁業協同組合
- (2) 柏崎刈羽内水面漁業協同組合が指定した者

3 当該遊漁承認証は内共第16号(鶴川)の漁場の区域において共通して使用できるものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑なる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第11条 (略)

別記様式第1号 (略)

別記様式第2号 (略)

- 1 漁業権の免許番号 内共第16号
- 2 漁業権者の名称及び住所 柏崎刈羽内水面漁業協同組合 柏崎市番神一丁目7番40号
- 3 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成26年1月1日
- 4 認可に係る遊漁規則
柏崎刈羽内水面漁業協同組合内共第16号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共16号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、こい、ふな、うぐい、いわな、やまめをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合には口頭でしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合には第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
竿 釣	竿の長さ8m以内

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の期間内でなければならない。

魚種	遊漁期間
あゆ	6月15日から11月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間
こい	1月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間
ふな	1月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間
うぐい	1月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間
いわな	3月1日から9月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間
やまめ	3月1日から9月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間

- 2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する岸釣具店に掲示して公表するものとする。

(全長制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
あゆ	10cm以下
こい	15cm以下
ふな	15cm以下
うぐい	10cm以下
いわな	15cm以下
やまめ	15cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が小学校生徒以下の児童のときは無料、中学校生徒

又は肢体不自由者のときは次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ、こい、ふな、うぐい、やまめ、いわな	手釣、竿釣	1日1,000円 1年3,500円
こい、ふな、うぐい	手釣、竿釣	1日 500円
あゆ、うぐい	投網	1日1,000円 1年4,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場合において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 柏崎刈羽内水面漁業協同組合
- (2) 柏崎刈羽内水面漁業協同組合が指定した者

3 当該遊漁承認証は内共第15号（鯖石川）の漁場の区域において共通して使用できるものとする。

（遊漁承認証に関する事項）

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑なる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

（県内共通遊漁の承認に関する事項）

第11条（略）

別記様式第1号（略）

別記様式第2号（略）

- 1 漁業権の免許番号 内共第17号
- 2 漁業権者の名称及び住所 関川水系漁業協同組合 上越市子安新田4番67号
- 3 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成26年1月1日
- 4 認可に係る遊漁規則

関川水系漁業協同組合内共第17号第五種共同漁業権遊漁規則

（目的）

第1条 この規則は、この組合の有する内共第17号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、いわな、やまめ、にじま、うぐい、こい及びふなをいう。以下同じ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第2条 漁場の区域内に於いて遊漁をしようとする者は、予め、組合又は組合承認の遊漁証発行取次所に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による遊漁の申請には当該組合の発行する遊漁承認証に住所、氏名、年齢、遊漁の魚種、漁具、漁法を記し、第7条に定めた遊漁料を添えて申請しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁の承認を受けた者は、直ちに、第7条の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

5 組合は新潟県内水面漁業協同組合連合会が発行する新潟県共通遊漁証を受けている者を「内共第17号」の漁場区域の釣りに限る遊漁を受けたものとする。但し、この場合、あゆを除く魚種とする。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を、イ欄に掲げる漁具・漁法による遊漁を行う場合は、それぞれウ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 規模
あゆ いわな やまめ にじます こい ふな うぐい	手釣り・竿釣り・投網	竿釣りは一人一本 投網は手元から重りの先端まで5メートル以下 網目は12ミリ以上

(遊漁区域と遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる区域において、ウ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
あゆ	内共第17号第五種共同漁業権に係る漁場の区域	7月11日から11月30日まで、ただし10月1日から1週間は禁漁
いわな	同上	3月1日から9月30日まで
やまめ にじます	内共第17号第五種共同漁業権に係る漁場の区域のうち次に限る。 ・妙高市杉野沢地内関川：苗名滝より上流区域 ・妙高市青田地内青田川床固工上流端から上流の青田川及びその支川の区域。 ・上越市石沢地内矢代川農業用水取水堰上流端上流の矢代川及びその支川の区域 ・妙高市錦町1丁目地内十三川第1号堰堤上流端から上流の十三川及びその支川の区域 ・上越市中郷区岡川地内渋江川第3号砂防ダム上流端から上流の渋江川及びその支川の区域 ・妙高市小出雲3丁目地内片貝川砂防堰堤上流端から上流の片貝川及びその支川の区域 ・妙高市猿橋地内長沢川床固工上流端から上流の長沢川及びその支川の区域 ・妙高市猿橋地内平丸川第1号堰堤から上流の平丸川及びその支川の区域 ・上越市板倉区別所地内別所川第3号堰堤上流端から上流の別所川及びその支川の区域 ・上越市清里区荒牧地内櫛池川砂防堰堤から上流の櫛池川及びその支川の区域 ・上越市牧区落田地内飯田川落差工上流端から上流の飯田川及びその支川の区域 ・上越市浦川原区顕聖寺地内保倉川農業用水取水堰上流端から上流の保倉川及びその支川の区域	同上
こい	内共第17号第五種共同漁業権に係る漁場の区域のうち次に	

ふな うぐい	限る。 堀切川：砂防堰堤より上流 関川：苗名滝より上流 片貝川：第1号堰堤より上流 矢代川：第2号堰堤より上流	
-----------	---	--

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する取扱い店に掲示して公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
陸上自衛隊関山演習場 (国有地：上越市中郷区西四ッ谷新田しぶえ橋より上流域)	1月1日から12月31日まで

(全長制限)

第6条 全ての魚種について、全長15cm以下のものを採捕してはならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児は無料、小中学校生徒及び肢体不自由者は同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。又、遊漁未申請の者が漁場において漁場監視員に納付する場合は、500円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	竿釣り	1日券2,000円 年券5,000円
いわな・やまめ・にじます・うぐい・ふな・こい	竿釣り	1日券1,500円 年券4,000円
あゆ・いわな・やまめ・にじます・うぐい・ふな・こい	投網	年券12,000円

*うぐい・こい・ふなは「販売の自主規制及び食用抑制」の措置がとられている間は第4条規定した区域を守ること。

2 遊漁料の納付は次に掲げる場所で行う。但し漁場監視員に対する場合はこれに限らず。

- ①組合が指定し公示した各市町村の釣具店
- ②総括販売 上越市子安新田4-67
関川水系漁業協同組合事務所
- ③その他、組合が指定し公示した場所

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、内共第17号の漁場区域と北信漁業協同組合と共同で免許を受けた漁業権の内共第18号の漁場区域においても遊漁は承認され有効とする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する処置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第12条 (略)

別記様式第1号 (略)

別記様式第2号 (略)

- 1 漁業権の免許番号 内共第18号
- 2 漁業権者の名称及び住所 関川水系漁業協同組合 上越市子安新田4番67号
- 3 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成26年1月1日
- 4 認可に係る遊漁規則
関川水系漁業協同組合内共第18号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第18号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域（内共第18号第五種共同漁業権の漁場区域とは・妙高市大字兼俣橋上流端から上流の氷沢川との合流点までの関川本流並びに氷沢川及びその支川の区域。ただし、にじます漁業、やまめ漁業及びうぐい漁業にあっては、妙高市杉野沢地内苗名滝から上流の氷沢川との合流点までの関川本流並びに氷沢川及びその支川の区域に限る。）において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（うぐい、いわな、やまめ、にじますをいう。以下同じ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内に於いて遊漁をしようとする者は、予め、組合又は組合承認の遊漁証発行取次所に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による遊漁の申請には当該組合の発行する遊漁承認証に住所、氏名、年齢、遊漁の魚種、漁具、漁法を記し、第7条に定めた遊漁料を添えて申請しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣り又は投網による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁の承認を受けた者は、直ちに、遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
竿釣り	竿釣りは1人1本
投 網	網目は12ミリ以上

(遊漁区域と遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種は、それぞれイ欄に掲げる区域で、ウ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
いわな	内共第18号の漁場の区域	3月1日から9月30日まで
やまめ及びにじます	内共第18号の区域の漁場のうち、次に限る。 ・妙高市杉野沢地内苗名滝から上流の氷沢川との合流点までの関川本流並びに氷沢川及びその支川の区域。	3月1日から9月30日まで
うぐい	内共第18号の区域の漁場のうち、次に限る。 ・妙高市杉野沢地内苗名滝から上流の氷沢川との合流点までの関川本流並びに氷沢川及びその支川の区域。	1月1日から12月31日まで 「販売の自主規制及び食用抑制の措置」がとられている間は周年にわたり採捕を禁止する。

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する取扱い店に掲示して公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 漁場区域では禁止区域の設定はしない。

(全長制限)

第6条 全ての魚種について、全長15cm以下のものを採捕してはならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、北信漁業協同組合の内共第18号第五種共同漁業権の遊漁証認証を受けた者及び、遊漁者が未就学の幼児は無料、小中学校生徒及び肢体不自由者は同号に掲げる額の2分の1に相当する額とする。又、遊漁未申請の者が漁場において漁場監視員に納付する場合は、500円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
いわな・やまめ・にじます・うぐい	竿釣り	1日券1,500円 年 券4,000円
	投網	年 間12,000円

*やまめ、にじます及びうぐいは第4条に規定した区域を守ること。

2 遊漁料の納付は次に掲げる場所で行う。但し漁場監視員に対する場合はこれに限らず。

(1) 関川水系漁業協同組合取扱

- ①組合が指定し公示した各市町村の釣具店
- ②総括販売 上越市子安新田4-67
関川水系漁業協同組合事務所
- ③その他、組合が指定し公示した場所

(2) 北信漁業協同組合取扱

- ①総括販売 長野県上水内郡飯綱町大字牟礼936-2
北信漁業協同組合
- ②その他、組合が指定し公示した場所

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 双方の組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、内共第17号の漁場区域と北信漁業協同組合と共同で免許を受けた漁業権の内共第18号の漁場区域においても遊漁は承認され有効とする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から遊漁承認証の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

別記様式第1号 (略)

別記様式第2号 (略)

- 1 漁業権の免許番号 内共第18号
- 2 漁業権者の名称及び住所 北信漁業協同組合 長野県上水内郡飯綱町大字牟礼936-2
- 3 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成26年1月1日
- 4 認可に係る遊漁規則
北信漁業協同組合内共第18号第五種共同漁業権遊漁規則(関川)
(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第18号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域（内共18号第五種共同漁業権の漁場区域とは・妙高市兼俣地内兼俣橋上流端から上流の氷沢川との合流点までの関川本流並びに氷沢川及びその支川の区域。ただし、にじます漁業、やまめ漁業及びうぐい漁業にあっては、妙高市杉野沢地内苗名滝から上流の氷沢川との合流点までの関川本流並びに氷沢川及びその支川の区域に限る。）において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（うぐい、いわな、やまめ、にじますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合又は組合承認の遊漁承認証発行取次所に申請して、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による遊漁の申請には、当該組合の発行する遊漁承認証に住所、氏名、年齢、遊漁の魚種、漁具、漁法を記し、第6条に定めた遊漁料を添えて申請しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があった時は、竿釣による遊漁の場合には第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁の承認を受けた者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具・漁法の制限）

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具、漁法	規 模
竿 釣	竿釣は一人一本

（遊漁区域と遊漁期間）

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種は、それぞれイ欄に掲げる区域で、ウ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
いわな	内共第18号の漁場の区域	3月1日から9月30日まで
やまめ及びにじます	内共第18号の区域の漁場のうち次に限る。 ・妙高市杉野沢地内苗名滝から上流の氷沢川との合流点までの関川本流並びに氷沢川及びその支川の区域	3月1日から9月30日まで
うぐい	内共第18号の区域の漁場のうち次に限る。 ・妙高市杉野沢地内苗名滝から上流の氷沢川との合流点までの関川本流並びに氷沢川及びその支川の区域	1月1日から12月31日まで 「販売の自主規制」及び「食用抑制の措置」がとられている間は苗名滝から下流の関川では周年にわたり採捕を禁止する。

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する取扱い店に掲示して公表するものとする。

（全長制限）

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものは採捕してはならない。

魚 種	全 長
にじます、いわな、やまめ	15センチメートル
うぐい	10センチメートル

（遊漁料の額及び納付方法）

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、関川水系漁業協同組合の内共第18号第五種共同漁業権の遊漁承認証を受けた者及び、遊漁者が小学生以下のときは無料、中学生及び身体障害者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。また、遊漁未申請の者が漁場において漁場監視員に納付する場合は、200円を加算した額とする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
いわな・やまめ・にじます・うぐい	竿釣	1日券 1,000円 年 券 5,000円

*やまめ、にじます及びうぐいは第4条に規定した区域を守ること。

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、竿釣による遊漁のうち、承認期間

1日の遊漁料の納付は、当該遊漁する場所において漁場監視員に納付することができる。

- ① 長野県上水内郡飯綱町大字牟礼936-2 北信漁業協同組合事務所
- ② その他、組合が指定し公示した場所

(遊漁承認証に関する事項)

第6条 双方の組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、長野県知事より免許を受けた内共第2号及び18号の漁場区域と関川水系漁業協同組合と共同で新潟県知事より免許を受けた内共第18号の漁場区域においても遊漁は承認され有効とする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

別記様式第1号 (略)

別記様式第2号 (略)

- 1 漁業権の免許番号 内共第19号
- 2 漁業権者の名称及び住所 桑取川漁業協同組合 上越市大字有間川661番地
- 3 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成26年1月1日
- 4 認可に係る遊漁規則

桑取川漁業協同組合内共第19号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第19号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ・うぐい及びかじかをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭でなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障が認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具、漁法	イ 規模
竿釣	1本
投網	直径3.5m以内のもの1ヶ統
カゴ	2ヶ以内

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	6月16日から11月30日（但し、10月1日から10月7日までの間を除く）までの期間内で組合が定めて公表する期間
うぐい	1月1日から12月31日まで
かじか	1月1日から12月31日まで（但し、4月11日から4月20日までの期間を除く）

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する、田口屋商店、名古屋商店、長沼商店に掲示して公告するものとする。

（全長制限）

第5条 制限なし

（遊漁料の額及び納付方法）

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。但し、遊漁者が未就学の幼児又は小学生生徒のときは無料、中学校生徒又は肢体不自由者のときは次表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ、うぐい	竿釣、	1年2,700円
あゆ、うぐい	投網	1年3,500円
かじか	カゴ漁	1年3,500円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

ただし、その場合は、500円加算した額とする。

3 (1) 田口屋商店（上越市有間川609-1）

(2) 名古屋商店（上越市有間川829）

(3) 長沼商店（上越市西横山236-2）

（遊漁承認証に関する事項）

第7条 組合は、第2条第1項の承認したときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、川底を攪はんしてはならない。

西戸野大橋から有間川橋に至る間

（漁場監視員）

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

（県内共通遊漁の承認に関する事項）

第11条 （略）

別記様式第1号 （略）

別記様式第2号 （略）

1 漁業権の免許番号 内共第20号

2 漁業権者の名称及び住所 能生内水面漁業協同組合 糸魚川市大字能生801番地

3 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成26年1月1日

4 認可に係る遊漁規則

能生内水面漁業協同組合内共第20号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合が有する内共第20号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、うぐい、やまめ、いわな及びかじかをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、竿釣による遊漁の場合には口頭で、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣による遊漁の場合には第10条に規定する場合を除き、当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲でなければならない。

漁具、漁法	規模
竿釣	制限なし

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	期間
あゆ	公示する日から10月31日まで（10月1日から10月7日までを除く。） ただし、能生大橋下流端から下流30メートルの線から上流能生谷橋までの間は、 9月21日から10月7日までを禁漁とする。
うぐい	1月1日から12月31日まで
いわな	3月1日から9月30日まで
やまめ	3月1日から9月30日まで
かじか	3月1日から9月30日まで

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する遊漁承認証の販売所に掲示して公表するものとする。

(全長制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
あゆ、うぐい、いわな、やまめ	15センチメートル
かじか	5センチメートル

(遊漁料の額および納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとし、消費税分を加算した額とする。ただし、遊漁者が小学生以下は無料、中学校生徒又は身体不自由者のときは同表に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料(税抜)
あゆ、うぐい、いわな、やまめ、 かじか	竿釣	1日 2,000円
		1年 7,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 能生内水面漁業協同組合

(2) 能生内水面漁業協同組合が指定した遊漁承認証販売所

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場区域における川底を撈はんしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第11条 (略)

(附則)

第12条 この規則で定めるもののほか、この規則の実施に関し、必要な事項は理事会で定める。

別記様式第1号 (略)

別記様式第2号 (略)

1 漁業権の免許番号 内共第21号

2 漁業権者の名称及び住所 糸魚川内水面漁業協同組合 糸魚川市大字須沢2426番地

3 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成26年1月1日

4 認可に係る遊漁規則

糸魚川内水面漁業協同組合内共第21号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、糸魚川内水面漁業協同組合が免許を受けた内共第21号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うぐい、かじか、にじます、いわな及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、承認をするものとする。

3 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項の遊漁料を、同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具、漁法	イ 規模
手釣、竿釣	竿の長さ11m以内

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	7月1日から9月30日まで
うぐい	1月1日から12月31日まで

にじます	3月1日から9月30日まで
いわな	3月1日から9月30日まで
やまめ	3月1日から9月30日まで
かじか	3月1日から9月30日まで

(禁止区域)

第5条 内共第21号第五種共同漁業権区域内にある次に掲げる区域において遊漁を行ってはならない。

名称	区域	河川名
東北電力株式会社早川発電所取水口（滝川原地内）	糸魚川市地内東北電力株式会社早川発電所堰堤上流端から上流100m、下流端から下流100mの間の区域（魚道を含む）	早川

(体長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる体長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚種	イ 全長
あゆ	10cm
うぐい	10cm
にじます	15cm
いわな	15cm
やまめ	15cm
かじか	5cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。但し、遊漁者が未就学の幼児及び小学生のときは無料、中学校生徒又は肢体不自由者のときは、次表の2分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法による納付するときは、1,000円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ、うぐい、にじます、いわな、やまめ、かじか	竿釣	1日 2,000円
	手釣	1年 9,500円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。但し、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付することもできるものとする。なお、内共第22号海川もしくは内共第23号姫川において遊漁料を納付した場合は、この限りではない。

- (1) 糸魚川内水面漁業協同組合 姫川事務所
- (2) 糸魚川内水面漁業協同組合が指定した者

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認したときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という）を遊漁者に交付するものとする。

- 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- 3 当該遊漁承認証は内共第21号、内共第22号、内共第23号及び内共第17号（長野県）の漁場の区域において共通して使用できるものとする。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適切な距離を保ち、漁業者および遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、川底を攪はんしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したとき、直ちにその者に中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、しないものとする。

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第12条 (略)

別記様式第1号 (略)

別記様式第2号 (略)

- 1 漁業権の免許番号 内共第22号
- 2 漁業権者の名称及び住所 糸魚川内水面漁業協同組合 糸魚川市大字須沢2426番地
- 3 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成26年1月1日
- 4 認可に係る遊漁規則
糸魚川内水面漁業協同組合内共第22号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、糸魚川内水面漁業協同組合が免許を受けた内共第22号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うぐい、かじか、にじます、いわな及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、による遊漁の場合には第10条に規定する場合を除き、承認をするものとする。

3 第1項の承認を受けた者は、直ちに第6条第1項の遊漁料を、同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具、漁法	イ 規模
手釣、竿釣	竿の長さ11m以内

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	7月1日から9月30日まで
うぐい	1月1日から12月31日まで
にじます	3月1日から9月30日まで
いわな	3月1日から9月30日まで
やまめ	3月1日から9月30日まで
かじか	3月1日から9月30日まで

2 前項の公表は、組合の掲示板に掲載してするものとする。

(全長制限)

第5条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる体長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚種	イ 全長
あゆ	10cm
うぐい	10cm
にじます	15cm
いわな	15cm
やまめ	15cm
かじか	5cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。但し、遊漁者が未就学の幼児及び小学生のときは無料、中学校生徒又は肢体不自由者のときは、次表の2分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法による納付する

ときは、1,000円を加算した額とする。

魚 種	漁具・漁法	期間	遊 漁 料
あゆ、うぐい、にじます、いわな、やまめ、かじか	竿釣	1日	2,000円
	手釣	1年	9,500円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。但し、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付することもできるものとする。なお、内共第21号早川もしくは内共第23号姫川において遊漁料を納付した場合は、この限りではない。

- (1) 糸魚川内水面漁業協同組合 姫川事務所
- (2) 糸魚川内水面漁業協同組合が指定した者
(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認したときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

3 当該遊漁承認証は内共第21号、内共第22号、内共第23号及び内共第17号（長野県）の漁場の区域において共通して使用できるものとする。

（遊漁に際し守るべき事項）

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、川底を攪はんしてはならない。

（漁場監視員）

第9条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合においては、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、しないものとする。

（県内共通遊漁の承認に関する事項）

第11条 （略）

別記様式第1号 （略）

別記様式第2号 （略）

1 漁業権の免許番号 内共第23号

2 漁業権者の名称及び住所 糸魚川内水面漁業協同組合 糸魚川市大字須沢2426番地

3 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成26年1月1日

4 認可に係る遊漁規則

糸魚川内水面漁業協同組合内共第23号第五種共同漁業権遊漁規則

（目的）

第1条 この規則は、糸魚川内水面漁業協同組合が免許を受けた内共第23号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うぐい、かじか、にじます、いわな及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、承認をするものとする。

3 第1項の承認を受けた者は、直ちに第6条第1項の遊漁料を、同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具、漁法	イ 規模
手釣、竿釣	竿の長さ11m以内

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	7月1日から9月30日まで
うぐい	1月1日から12月31日まで
にじます	3月1日から9月30日まで
いわな	3月1日から9月30日まで
やまめ	3月1日から9月30日まで
かじか	3月1日から9月30日まで

2 前項の公表は、組合の掲示板に掲載してするものとする。

(全長制限)

第5条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる体長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚種	イ 全長
あゆ	10cm
うぐい	10cm
にじます	15cm
いわな	15cm
やまめ	15cm
かじか	5cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。但し、遊漁者が未就学の幼児及び小学生のときは無料、中学校生徒又は肢体不自由者のときは次表の2分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法による納付するときは、1,000円を加算した額とする。

魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料
あゆ、うぐい、にじます、いわな、やまめ、かじか	竿釣	1日	2,000円
	手釣	1年	9,500円

2 遊漁料の納付は次のとおりとする。

(1) 内共第23号姫川における遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付することもできるものとする。なお、内共第21号早川もしくは内共第22号海川において遊漁料を納付した場合は、この限りではない。

①糸魚川内水面漁業協同組合 姫川事務所

②糸魚川内水面漁業協同組合が指定した者

(禁止区域)

第7条 内共第23号第五種共同漁業権区域内にある次に掲げる区域において遊漁を行ってはならない。

名称	区域	河川名
東京発電株式会社 糸魚川発電所取水口 (小滝地内)	糸魚川市地内東京発電株式会社姫川第7発電所堰堤上流端から上流50m、下流端から下流の大糸線第3橋りょう上流端の間の区域(魚道を含む)	姫川
黒部川電力株式会社 第6発電所取水口 (山之坊地内)	糸魚川地内黒部川電力株式会社姫川第6発電所堰堤上流端から上流200m、下流端から下流200mの間の区域。(魚道も含む)	姫川
ヒスイ峡フィッシングパーク	糸魚川市大字小滝字牛落地内、姫川支流小滝川のカラソ沢202.5mの区域	姫川(小滝川)

(釣堀的漁場)

第8条 新潟県釣堀的漁場(内水面)開設要領に基づく釣堀的漁場を、次のとおり開設する。

ア 名 称 ヒスイ峡フィッシングパーク

イ 開設の場所 糸魚川市大字小滝字牛落地内、姫川支流小滝川のカラソ沢202.5mの区域

ウ 開設の期間 始期：平成26年1月1日から、終期：平成26年12月31日まで

エ 濃密放流をする魚種 いwana・やまめ・にじます

オ 漁具・漁法 竿釣

カ 釣り料金 1日2,000円

キ ヒスイ峡フィッシングパークにおける料金は、当該漁場の管理棟に限り納付できるものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認したときは、別記様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

3 当該遊漁承認証は内共第21号、内共第22号、内共第23号及び内共第17号(長野県)の漁場において共通して使用できるものとする。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適切な距離を保ち、漁業者および遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、川底を撈はんしてはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、しないものとする。

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第13条 (略)

別記様式第1号 (略)

別記様式第2号 (略)

1 漁業権の免許番号 内共第24号

2 漁業権者の名称及び住所 国府川漁業協同組合 佐渡市飯持40

3 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成26年1月1日

4 認可に係る遊漁規則

国府川漁業協同組合内共第24号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第24号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、うぐい、いwana及びやまめをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、たも網又は投網による遊漁の場合には口頭で、承認を受けなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、たも網又は投網による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。
(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
投網	長さ3.6m以下 網目1.3cm以上
たも網	直径2.0m以下

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	期間
うぐい、いわな、やまめ	3月1日より9月30日まで
あゆ	各河川毎に組合で定めて公示する期間内

2 前項の公表はこの組合及びこの組合が委託する釣具店に掲示して公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
辺茶橋上流端から上流谷地橋下流端までの区域	10月1日より10月15日まで

2 組合が必要と認めた時は区域を限り遊漁を禁止することができる。その時は現場河川に掲示しなければならない。

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
あゆ	全長10cm以下
いわな・やまめ・うぐい	全長15cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が小学生以下のときは無料、中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

魚種	漁具	遊漁料
あゆ、うぐい	手釣、竿釣、投網、たも網	1日 1,000円
いわな、やまめ	手釣、竿釣	1年 4,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 国府川漁業協同組合事務所(佐渡市飯持40)

(2) この組合が委託する釣具店

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

(県内共通遊漁の承認等に関する事項)

第12条 (略)

別記様式第1号 (略)

別記様式第2号 (略)

- 1 漁業権の免許番号 内共第25号
- 2 漁業権者の名称及び住所 羽茂川内水面漁業協同組合 佐渡市羽茂本郷633番地の1
- 3 認可に係る遊漁規則の施行の日 平成26年1月1日
- 4 認可に係る遊漁規則

羽茂川内水面漁業協同組合内共第25号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、羽茂川内水面漁業協同組合が免許を受けた内共第25号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うぐい、いわな及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、たも網又は投網による遊漁の場合には口頭でしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣り、竿釣り、たも網又は投網による遊漁の場合には、第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
投網 たも網	網の全長 3.6m以内。 直径1m以下

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	期間
あゆ	8月1日から11月30日まで
うぐい	1月1日から12月31日まで
いわな	3月1日から9月30日まで
やまめ	3月1日から9月30日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては右欄の期間中は遊漁をしてはならない。

区域	期間
佐渡市羽茂飯岡地内九ヶ田取水堰の上流から一ノ関頭首工下流端に至る羽茂川の区域。 佐渡市上川茂771-46にある外山ダム農林水産省杭N0. A10とA11を結んだ線の延長と対岸を結んだ地点より上流、佐渡市上川茂673-9にある外山ダム農林水産省杭N0. 575と佐渡市外山151-2にある杭395-2を結んだ地点から下流までの区域。	1月1日から12月31日まで

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種について、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものはこれを採捕してはならない。

魚種	全長
うぐい	体長15cm以下
いわな	体長15cm以下
やまめ	体長15cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁の額は次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項但し書きに規定する方法により納付するときは、200円を加算した額とする。

(1) 手釣り・竿釣り・たも網又は投網による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	手釣り・竿釣り	1日 800円
うぐい	投網・たも網	1年4,000円
いわな		
やまめ		

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。但し、手釣り・竿釣り・たも網又は投網による遊漁の場合には、当該遊漁をする場合において漁場監視員に納付することができる。

(1) 羽茂川内水面漁業協同組合事務所

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次に掲げる区域内における川底を攪はんしてはならない。

*羽茂飯岡地内九ヶ田取水堰の上流から一ノ関頭首工下流端に至る羽茂川の区域。佐渡市上川茂771-46にある外山ダム農林水産省杭N0. A10とA11を結んだ線の延長と対岸を結んだ地点より上流、佐渡市上川茂673-9にある外山ダム農林水産省杭N0. 575と佐渡市外山151-2にある杭395-2を結んだ地点から下流までの区域。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、しないものとする。

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第12条 (略)

別記様式第1号 (略)

別記様式第2号 (略)